

判断するに当たっては、次に掲げる事項に係る具体的な事実を考慮するものとする。

(ア) 遵守しなかった遵守事項の内容

(イ) 遵守事項を遵守しなかった理由及び態様

(ウ) 保護観察所の長が実施した指導監督及び保護者に対する措置（いずれも遵守事項を遵守しなかったことを認めた後に実施したものと含む。）の内容並びにこれらに対する少年院仮退院者及び保護者の対応の状況

(エ) 遵守事項を遵守しなかった後の改善更生の意欲及び行状の変化

(オ) 遵守事項を遵守しなかった後の環境の変化

イ 保護観察所の長は、アの判断において考慮した具体的な事実及び当該判断に至った理由を保護観察事件記録上明らかにするものとする。

ウ 戻し収容の申出の手続

(ア) 保護観察所の長は、法第71条に規定する申出（以下「戻し収容の申出」という。）をするに当たっては、少年院仮退院者が遵守事項を遵守しなかったことについて合理的な根拠となる具体的な事実が記載された書面を備えた上、当該少年院仮退院者に出頭を命じ、保護観察官をして、事務規程第89条において準用する事務規程第81条の規定により面接させたときは、その陳述を録取した質問調書を作成させるものとする。この場合における手続は、(1)のオの(ア)から(エ)までに定める手続の例による。

(イ) 保護観察所の長は、事務規程第88条第2項の申出の理由を明らかにする書類その他参考となるべき書類として、保護観察事件記録のうち、(ア)の質問調書の謄本並びに遵守事項を遵守しなかった事実を証明し、及びアの判断において考慮した具体的な事実を明らかにする書類の謄本を添付するものとする。

(ウ) 保護観察所の長は、戻し収容申出書（事務規程様式第67号）をファクシミリ装置を用いて送信する方法により送付するときは、(イ)により添付する書類（事務規程第88条第2項後段の規定により引致状の謄本を添付するときは、当該引致状及び(イ)により添付する書類）

を併せて送信するものとする。この場合には、事後において、速やかに、これらの書類の謄本を送付するものとする。

- (イ) 戻し収容申出書中「5 申出の理由」の各項目の記載においては、(イ)の保護観察事件記録中当該理由の根拠とした具体的な事実が記載されている部分を特定するものとする。

エ 地方委員会は、必要があると認めるときは、戻し収容の申出をした保護観察所の長に対し、保護観察事件記録に編てつされた書類その他の審理の参考となる資料の提出を求めることができる。

オ 留置

(ア) 地方委員会は、法第63条第2項又は第3項の引致状により引致された少年院仮退院者について、法第73条第1項の規定により留置することとしたときは、留置手続書（別紙様式47）を作成するものとする。

(イ) 地方委員会は、(ア)の留置をするときは、少年院仮退院者の年齢、経歴、引致場所からの交通事情等を考慮し、留置すべき刑事施設又は少年鑑別所として適当なものを選定するものとする。この場合においては、可能な限り少年鑑別所を選定するよう配慮するものとする。

(ウ) 地方委員会は、法第73条第1項の規定により留置している少年院仮退院者を、他の刑事施設又は少年鑑別所に留置することとしたときは、留置する施設の変更手続書（別紙様式48）を作成するものとする。

(エ) 事務規程第93条第1項の規定により留置する施設の変更指揮書（事務規程様式第74号）の交付を受けた刑事施設の長又は少年鑑別所の長は、変更後の刑事施設の長又は少年鑑別所の長に対し、留置する施設の変更指揮書及び引致状の写しを交付するものとする。

(オ) 地方委員会は、事務規程第94条第1項に規定する場合を除き、法第73条第1項の規定により留置している少年院仮退院者について、留置の必要がなくなったと認めて釈放するときは、釈放手続書（別紙様式49）を作成するものとする。

(カ) 刑事施設の長又は少年鑑別所の長は、法第73条第1項の規定によ

り留置している少年院仮退院者を釈放したときは、所属の職員をして引致状の写しの欄外に釈放の年月日時及び釈放の理由を記載させた上、記名押印させるものとする。

カ 事務規程第90条第6項の規定による通知は、戻し収容の申請の結果に関する通知書（別紙様式50）によるものとする。

(5) 仮釈放の取消し

ア 保護観察所の長は、規則第91条に定めるところにより法第75条第2項に規定する申出（以下「仮釈放取消しの申出」という。）をするかどうかを判断するに当たっては、次に掲げる事項に係る具体的な事実を考慮するものとする。

(ア) 遵守しなかった遵守事項の内容

(イ) 遵守事項を遵守しなかった理由及び態様

(ウ) 保護観察所の長が実施した指導監督の内容（遵守事項を遵守しなかったことを認めた後に実施したものも含む。）及びこれに対する仮釈放者の対応の状況

(エ) 遵守事項を遵守しなかった後の改善更生の意欲及び行状の変化

(オ) 遵守事項を遵守しなかった後の環境の変化

イ 保護観察所の長は、アの判断において考慮した具体的な事実及び当該判断に至った理由を保護観察事件記録上明らかにするものとする。

ウ 仮釈放取消しの申出の手続

(ア) 保護観察所の長は、仮釈放取消しの申出をするに当たっては、仮釈放者が遵守事項を遵守しなかったことについて合理的な根拠となる具体的な事実が記載された書面を備えた上、当該仮釈放者に出頭を命じ、保護観察官をして、事務規程第101条において準用する事務規程第81条の規定により面接させたときは、その陳述を録取した質問調書を作成させるものとする。この場合における手続は、(1)のオの(ア)から(エ)までに定める手続の例による。

(イ) 保護観察所の長は、事務規程第100条第2項の申出の理由を明らかにする書類その他参考となるべき書類として、保護観察事件記録のうち、(ア)の質問調書の写し並びに遵守事項を遵守しなかった事実を

証明し、及びアの判断において考慮した具体的事実を明らかにする書類の写しを添付するものとする。

(ウ) 保護観察所の長は、仮釈放取消申出書（事務規程様式第79号）をファクシミリ装置を用いて送信する方法により送付するときは、(イ)により添付する書類（事務規程第100条第2項後段の規定により引致状の謄本を添付するときは、当該引致状及び(イ)により添付する書類）を併せて送信するものとする。この場合には、事後において、速やかに、これらの書類の謄本を送付するものとする。

(エ) 仮釈放取消申出書中「4 申出の理由」の各項目の記載においては、(イ)の保護観察事件記録中当該理由の根拠とした具体的事実が記載されている部分を特定するものとする。

エ 地方委員会は、必要があると認めるときは、仮釈放取消しの申出又は規則第93条の規定による通知をした保護観察所の長に対し、保護観察事件記録に編てつされた書類その他の審理の参考となる資料の提出を求めることができる。

オ 留置

(ア) 地方委員会は、法第63条第2項又は第3項の引致状により引致された仮釈放者について、法第76条第1項の規定により留置することとしたときは、留置手続書を作成するものとする。

(イ) 地方委員会は、(ア)の留置をするときは、仮釈放者の年齢、経歴、引致場所からの交通事情等を考慮し、留置すべき刑事施設又は少年鑑別所として適当なものを選定するものとする。

(ウ) 地方委員会は、法第76条第1項の規定により留置している仮釈放者を、他の刑事施設又は少年鑑別所に留置することとしたときは、留置する施設の変更手続書を作成するものとする。

(エ) 事務規程第106条において準用する事務規程第93条第1項の規定により留置する施設の変更指揮書の交付を受けた刑事施設の長又は少年鑑別所の長は、変更後の刑事施設の長又は少年鑑別所の長に対し、留置する施設の変更指揮書及び引致状の写しを交付するものとする。

- (オ) 地方委員会は、法第76条第1項の規定により留置している仮釈放者について、留置の必要がなくなったと認めて釈放するときは、釈放手続書を作成するものとする。
- (カ) 刑事施設の長又は少年鑑別所の長は、法第76条第1項の規定により留置している仮釈放者を釈放したときは、所属の職員をして引致状の写しの欄外に釈放の年月日時及び釈放の理由を記載させた上、記名押印させるものとする。
- (キ) 法第75条第1項の決定を受けた仮釈放者が少年鑑別所に収容され、又は留置されている場合における当該決定の告知は、規則第6条第1項若しくは第2項又は事務規程第109条第4項及び第5項の規定によるものとする。

(6) 保護観察の停止

ア 申出の手続

- (ア) 保護観察所の長は、法第77条第1項に規定する申出（以下「保護観察停止の申出」という。）をするに当たっては、仮釈放者が法第50条第4号に規定する住居に居住していないこと（法第51条第2項第5号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合には、当該場所に宿泊していないこと）について合理的な根拠となる具体的な事実が記載された書面を備えるものとする。
- (イ) 保護観察所の長は、事務規程第111条第2項の申出の理由を明らかにする書類その他参考となるべき書類として、保護観察事件記録のうち、規則第97条第1項に定めるところにより保護観察停止の申出をすることについて合理的な根拠となる具体的な事実を明らかにする書類の写しを添付するものとする。
- (ウ) 保護観察停止申出書（事務規程様式第85号）中「4 仮釈放者が居住すべき住居に居住していない状況」の記載においては、(イ)の保護観察事件記録中当該記載の根拠とした具体的な事実が記載されている部分を特定するものとする。
- イ 地方委員会は、必要があると認めるときは、保護観察停止の申出又は規則第97条第3項若しくは第4項の規定による通知をした保護観察所

の長に対し、保護観察事件記録に編てつされた書類その他の審理の参考となる資料の提出を求めることができる。

ウ 事務規程第112条第2項の規定による通知は、保護観察停止についての通知書（別紙様式51）によるものとする。

エ 法第77条第2項又は第7項の決定を受けた仮釈放者が少年鑑別所に収容され、又は留置されている場合における当該決定の告知は、規則第6条第1項若しくは第2項又は事務規程第114条（事務規程第117条において準用する場合を含む。以下同じ。）第3項及び第4項の規定によるものとする。

オ 事務規程第114条第7項において準用する事務規程第112条第2項の規定による通知は、保護観察停止解除・取消しについての通知書（別紙様式52）によるものとする。

(7) 保護観察付執行猶予の取消しの申出

ア 保護観察所の長は、規則第100条に定めるところにより法第79条の規定による申出（以下「刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出」という。）をするかどうかを判断するに当たっては、次に掲げる事項に係る具体的な事実を考慮するものとする。

(ア) 遵守しなかった遵守事項の内容

(イ) 遵守事項を遵守しなかった理由及び態様

(ウ) 保護観察所の長が実施した指導監督の内容（遵守事項を遵守しなかったことを認めた後に実施したものも含む。）及びこれに対する保護観察付執行猶予者の対応の状況

(エ) 遵守事項を遵守しなかった後の改善更生の意欲及び行状の変化

(オ) 遵守事項を遵守しなかった後の環境の変化

イ 保護観察所の長は、アの判断において考慮した具体的な事実及び当該判断に至った理由を保護観察事件記録上明らかにするものとする。

ウ 申出の手続

(ア) 保護観察所の長は、刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出をするに当たっては、保護観察付執行猶予者が遵守事項を遵守しなかったことについて合理的な根拠となる具体的な事実が記載された書面を備えた

上、当該保護観察付執行猶予者に出頭を命じ、保護観察官をして、事務規程第122条において準用する事務規程第81条の規定により面接させたときは、その陳述を録取した質問調書を作成させるものとする。この場合における手続は、(1)のオの(ア)から(イ)までに定める手続の例による。

- (イ) 保護観察所の長は、事務規程第121条第2項の申出の理由を明らかにする書類その他参考となるべき書類として、保護観察事件記録のうち、(ア)の質問調書の謄本並びに遵守事項を遵守しなかった事実を証明し、及びアの判断において考慮した具体的な事実を明らかにする書類の謄本を添付するものとする。
- (ウ) 刑の執行猶予の言渡しの取消申出書（事務規程様式第94号）中「3 申出の理由」の各項目の記載においては、(イ)の保護観察事件記録中当該理由の根拠とした具体的な事実が記載されている部分を特定するものとする。

エ 留置

- (ア) 保護観察所の長は、法第63条第2項の引致状により引致した保護観察付執行猶予者について、法第80条第1項の規定により留置することとしたときは、留置手続書を作成するものとする。
- (イ) 保護観察所の長は、(ア)の留置をするときは、保護観察付執行猶予者の年齢、経歴、引致場所からの交通事情等を考慮し、留置すべき刑事施設又は少年鑑別所として適当なものを選定するものとする。
- (ウ) 保護観察所の長は、法第80条第1項の規定により留置している保護観察付執行猶予者を、他の刑事施設又は少年鑑別所に留置することとしたときは、留置する施設の変更手続書を作成するものとする。
- (エ) 事務規程第126条第1項の規定により留置する施設の変更指揮書の交付を受けた刑事施設の長又は少年鑑別所の長は、変更後の刑事施設の長又は少年鑑別所の長に対し、留置する施設の変更指揮書及び引致状の写しを交付するものとする。
- (オ) 保護観察所の長は、事務規程第127条第1項に規定する場合を除き、法第80条第1項の規定により留置している保護観察付執行猶予

者について、留置の必要がなくなったと認めて釈放するときは、釈放手続書を作成するものとする。

(カ) 刑事施設の長又は少年鑑別所の長は、法第80条第1項の規定により留置している保護観察付執行猶予者を釈放したときは、所属の職員をして引致状の写しの欄外に釈放の年月日時及び釈放の理由を記載させた上、記名押印させるものとする。

オ 檢察官との連携

保護観察所の長は、刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を受けた検察官と緊密な連絡をとり、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第349条第1項の請求がなされたかどうか、同法第349条の2第1項に規定する保護観察付執行猶予者等の意見の内容等に留意するとともに、検察官から同条第2項に規定する口頭弁論について連絡を受けたときは、その期日に主任官又は他の保護観察官を出席させ、検察官の求めに応じ意見を述べさせるものとする。

(8) 婦人補導院からの仮退院の取消し

ア 保護観察所の長は、規則第106条に定めるところにより売春防止法第27条第1項に規定する申出（以下「婦人補導院からの仮退院取消しの申出」という。）をするかどうかを判断するに当たっては、次に掲げる事項に係る具体的な事実を考慮するものとする。

(ア) 遵守しなかった遵守事項の内容

(イ) 遵守事項を遵守しなかった理由及び態様

(ウ) 保護観察所の長が実施した指導監督の内容（遵守事項を遵守しなかったことを認めた後に実施したものも含む。）及びこれに対する婦人補導院仮退院者の対応の状況

(エ) 遵守事項を遵守しなかった後の改善更生の意欲及び行状の変化

(オ) 遵守事項を遵守しなかった後の環境の変化

イ 保護観察所の長は、アの判断において考慮した具体的な事実及び当該判断に至った理由を保護観察事件記録上明らかにするものとする。

ウ 婦人補導院からの仮退院取消しの申出の手続

(ア) 保護観察所の長は、婦人補導院からの仮退院取消しの申出をするに

当たっては、婦人補導院仮退院者が遵守しなかったことについて合理的な根拠となる具体的事実が記載された書面を備えた上、当該婦人補導院仮退院者に出頭を命じ、保護観察官をして、事務規程第136条において準用する事務規程第81条の規定により面接させたときは、その陳述を録取した質問調書を作成させるものとする。この場合における手続は、(1)の才の(ア)から(イ)までに定める手續の例による。

- (イ) 保護観察所の長は、事務規程第135条第2項の申出の理由を明らかにする書類その他参考となるべき書類として、保護観察事件記録のうち、(ア)の質問調書の写し並びに遵守事項を遵守しなかった事実を証明し、及びアの判断において考慮した具体的事実を明らかにする書類の写しを添付するものとする。
- (ウ) 保護観察所の長は、婦人補導院からの仮退院取消申出書（事務規程様式第101号）をファクシミリ装置を用いて送信する方法により送付するときは、(イ)により添付する書類（事務規程第135条第2項後段の規定により引致状の謄本を添付するときは、当該引致状及び(イ)により添付する書類）を併せて送信するものとする。この場合には、事後において、速やかに、これらの書類の謄本を送付するものとする。
- (エ) 婦人補導院からの仮退院取消申出書中「4 申出の理由」の各項目の記載においては、(イ)の保護観察事件記録中当該理由の根拠とした具体的事実が記載されている部分を特定するものとする。

エ 地方委員会は、必要があると認めるとときは、婦人補導院からの仮退院取消しの申出をした保護観察所の長に対し、保護観察事件記録に編てつされた書類その他の審理の参考となる資料の提出を求めることができる。

オ 留置

- (ア) 地方委員会は、売春防止法第26条第2項において準用する法第63条第2項又は第3項の引致状により引致された婦人補導院仮退院者について、売春防止法第27条第2項において準用する法第73条第

1項の規定により留置することとしたときは、留置手続書を作成するものとする。

- (イ) 地方委員会は、(ア)の留置をするときは、婦人補導院仮退院者の年齢、経歴、引致場所からの交通事情等を考慮し、留置すべき刑事施設又は婦人補導院として適当なものを選定するものとする。
- (ウ) 地方委員会は、売春防止法第27条第2項において準用する法第73条第1項の規定により留置している婦人補導院仮退院者を、他の刑事施設又は婦人補導院に留置することとしたときは、留置する施設の変更手続書を作成するものとする。
- (エ) 事務規程第139条において準用する事務規程第93条第1項の規定により留置する施設の変更指揮書の交付を受けた刑事施設の長又は婦人補導院の長は、変更後の刑事施設の長又は婦人補導院の長に対し、留置する施設の変更指揮書及び引致状の写しを交付するものとする。
- (オ) 地方委員会は、売春防止法第27条第2項において準用する法第73条第1項の規定により留置している婦人補導院仮退院者について、留置の必要がなくなったと認めて釈放するときは、釈放手続書を作成するものとする。
- (カ) 刑事施設の長又は婦人補導院の長は、売春防止法第27条第2項において準用する法第73条第1項の規定により留置している婦人補導院仮退院者を釈放したときは、所属の職員をして引致状の写しの欄外に釈放の年月日時及び釈放の理由を記載させた上、記名押印させるものとする。

カ 檢察官との連携

保護観察所の長は、事務規程第142条第3項の規定により決定書の謄本の交付の嘱託を受けたときは、速やかに、検察官と連絡をとり、決定の告知後の再収容手続が遅滞なく行われるよう留意するものとする。

9 良好措置

(1) 保護観察の解除及び一時解除

ア 保護観察の解除及び一時解除の判断及び手続

(ア) 保護観察所の長は、1号観察に付されてからおおむね1年を経過した保護観察処分少年について、保護観察を解除するか否かに関する判断をするものとする。ただし、早期に保護観察を終了させることを相当とする特別の事情があると認められるときは、1号観察に付されてからおおむね6月を経過した保護観察処分少年について、当該判断をすることができる。

(イ) (ア)にかかわらず、交通事件により1号観察に付されている保護観察処分少年については、1号観察に付されてからおおむね6月を経過したものについて、保護観察を解除するか否かに関する判断をするものとする。ただし、再び車両の運転等により法令に違反するおそれがない、かつ、保護観察を終了させることを相当とする特別の事情があると認められるときは、1号観察に付されてから6月を経過するまでの間であっても、当該判断をすることができる。

イ 保護観察の一時解除期間中における調査等

(ア) 保護観察所の長は、規則第84条第1項の規定による調査を保護司をして行わせるときは、一時解除・仮解除中の状況の調査依頼書（別紙様式53）に、当該調査に必要な資料を添付して依頼するものとする。

(イ) 保護観察所の長は、(ア)による依頼をするときは、担当保護司別カード（乙）に所定の事項を記入するものとする。

(ウ) (ア)による依頼を受けた保護司が調査の結果を報告する場合の書面は、一時解除・仮解除中の状況の調査結果報告書（別紙様式54）とする。

(エ) 保護観察所の長は、規則第84条第1項の規定による調査を行ったときは、速やかに、保護観察を解除し、保護観察の一時解除を取り消し、又は再度保護観察の一時解除をするかどうかについての判断をするものとする。

ウ 保護観察の一時解除の取消し

(ア) 事務規程第85条第2項の規定による通知は、保護観察一時解除終了についての通知書（別紙様式55）によるものとする。

(イ) 保護観察所の長は、保護観察の一時解除の期間が満了した場合において、担当保護司の指名をしているときは、当該担当保護司に対し、保護観察一時解除終了についての通知書により、その旨を通知するものとする。

(2) 少年院仮退院者の退院

ア 保護観察所の長は、2号観察に付されてからおおむね6月を経過した少年院仮退院者について、法第74条第1項に規定する申出（以下「少年院仮退院者の退院申出」という。）をするか否かに関する判断をするものとする。ただし、少年院運営通達に定める一般短期処遇又は特修短期処遇の対象者であった少年院仮退院者については、2号観察に付されてから6月を経過するまでの間であっても、当該判断をすることができる。

イ 保護観察所の長は、少年院仮退院者の退院申出をするときは、少年院仮退院者の退院申出書（事務規程様式第78号）に、事務規程第97条第2項の申出の理由を明らかにする書類その他参考となるべき書類として、保護観察事件記録のうち、当該申出に係る少年院仮退院者又はその関係人との面接の結果を記録した面接票等の書類その他の規則第89条に定める基準に該当するかどうかを判断するに当たって考慮した具体的な事実を明らかにする書類の写しを添付するものとする。

ウ 地方委員会は、必要があると認めるときは、少年院仮退院者の退院申出をした保護観察所の長に対し、保護観察事件記録に編てつされた書類その他の審理の参考となる資料の提出を求めることができる。

(3) 仮釈放者の不定期刑の終了

ア 保護観察所の長は、3号観察に付されてからおおむね6月を経過した仮釈放者について、法第78条第1項に規定する申出（以下「仮釈放者の不定期刑終了申出」という。）をするか否かに関する判断をするものとする。

イ 保護観察所の長は、仮釈放者の不定期刑終了申出をするときは、仮釈放者の不定期刑終了申出書（事務規程様式第90号）に、事務規程第118条第2項の申出の理由を明らかにする書類その他参考となるべき書

類として、保護観察事件記録のうち、当該申出に係る仮釈放者又はその関係人との面接の結果を記録した面接票等の書類その他の規則第98条に定める基準に該当するかどうかを判断するに当たって考慮した具体的な事実を明らかにする書類の写しを添付するものとする。

ウ 地方委員会は、必要があると認めるときは、仮釈放者の不定期刑終了申出をした保護観察所の長に対し、保護観察事件記録に編てつされた書類その他の審理の参考となる資料の提出を求めることができる。

(4) 保護観察の仮解除

ア 保護観察所の長は、4号観察に付されてからおおむね1年を経過した保護観察付執行猶予者について、法第81条第1項に規定する申出（以下「保護観察の仮解除の申出」という。）をするか否かに関する判断をするものとする。ただし、早期に保護観察の仮解除の申出をすることを相当とする特別の事情があると認められるときは、4号観察に付されてからおおむね1年を経過するまでの間であっても、当該判断をすることができる。

イ 保護観察所の長は、保護観察の仮解除の申出をするときは、仮解除申出書（事務規程様式第97号）に、事務規程第130条第2項の申出の理由を明らかにする書類その他参考となるべき書類として、保護観察事件記録のうち、当該申出に係る保護観察付執行猶予者又はその関係人との面接の結果を記録した面接票等の書類その他の規則第103条に定める基準に該当するかどうかを判断するに当たって考慮した具体的な事実を明らかにする書類の写しを添付するものとする。

ウ 事務規程第131条第6項の規定による通知は、仮解除についての通知書（別紙様式56）によるものとする。

エ 保護観察の仮解除中における調査等

(ア) 規則第105条第1項の規定による定期的な調査は、保護観察の仮解除後おおむね3月を経過した時点で行い、その後はおおむね6月を経過するごとに行うものとする。

(イ) 保護観察所の長は、規則第105条第1項の規定による調査を保護司をして行わせるときは、一時解除・仮解除中の状況の調査依頼書

に、当該調査に必要な資料を添付して依頼するものとする。

(イ) 保護観察所の長は、(イ)による依頼をするときは、担当保護司別カード(乙)に所定の事項を記入するものとする。

(エ) (イ)による依頼を受けた保護司が調査の結果を報告する場合の書面は、一時解除・仮解除中の調査結果報告書とする。

(オ) 法第81条第5項の決定を受けた保護観察付執行猶予者が少年鑑別所に収容され、又は留置されている場合における当該決定の告知は、規則第6条第1項若しくは第2項又は事務規程第133条第3項及び第4項の規定によるものとする。

(カ) 事務規程第133条第7項の規定による通知は、仮解除取消しについての通知書(別紙様式5.7)によるものとする。

オ 保護観察所の長は、法第81条第5項に規定する申出(以下「保護観察の仮解除の取消しの申出」という。)をするときは、仮解除取消申出書(事務規程様式第100号)に、事務規程第132条第2項の申出の理由を明らかにする書類その他参考となるべき書類として、保護観察事件記録のうち、規則第105条第1項の規定による調査の結果を記録した一時解除・仮解除中の調査結果報告書等の書類その他の再び保護観察を実施する必要があるかどうかを判断するに当たって考慮した具体的な実を明らかにする書類の写しを添付するものとする。

カ 地方委員会は、必要があると認めるときは、保護観察の仮解除の申出又は保護観察の仮解除の取消しの申出をした保護観察所の長に対し、保護観察事件記録に編てつされた書類その他の審理の参考となる資料の提出を求めることができる。

10 保護観察事件の終結

(1) 保護観察事件に係る事務の終結

保護観察所の長は、事務規程第86条、第99条第1項、第120条第1項、第134条第1項又は第144条第1項の規定により保護観察事件に係る事務を終結したときは、保護観察事件ホルダー及び保護観察事件カードに所定の事項を記入するものとする。

(2) 保護司に対する担当終了の通知等

- ア 事務規程第87条（事務規程第99条第2項，第120条第5項，第134条第3項及び第144条第4項において準用する場合を含む。）第1項本文（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は，保護観察担当終了通知書（別紙様式58）によるものとする。
- イ 保護観察所の長は，保護観察事件に係る事務を終結した場合において，担当保護司の指名をしているときは，担当保護司別カード（甲）に所定の事項を記入するものとする。担当保護司の指名を解いたときも，同様とする。

第5 生活環境の調整

1 通則

(1) 生活環境調整事件に係る事務の開始

ア 保護観察所の長は，事務規程第145条第1項の規定により収容中の生活環境調整事件に係る事務を開始したときは，生活環境調整事件ホルダー（別紙様式59）及び生活環境調整事件カード（別紙様式60）を作成するものとする。この場合において，同一の生活環境調整対象者について複数の帰住予定地があるときは，帰住予定地ごとに生活環境調整事件ホルダー及び生活環境調整事件カードを作成するものとする。

イ 生活環境調整事件ホルダー中生活環境調整対象者の氏名を数字化して記載する欄の記載方法については，別表1「氏名換算表」によるものとする。

ウ 生活環境調整事件カードは，収容中の生活環境調整事件の種別により，その上縁を次に定めるとおり色分けして作成するものとする。

(ア) 保護処分の執行のため少年院に収容されている者に係るものについては，赤

(イ) 懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設又は少年院に収容されている者に係るものについては，黄

(ウ) 補導処分の執行のため婦人補導院に収容されている者に係るものについては，緑

(2) 生活環境調整事件に係る事務の管理

保護観察所の長は，当該保護観察所において取り扱う収容中の生活環境

事件及び裁判確定前の生活環境調整事件について、その開始、終結等の状況を管理し、必要な情報の検索ができるよう、収容中の生活環境調整事件については別表8に掲げる事項を、裁判確定前の生活環境調整事件については別表9に掲げる事項を、それぞれ帳簿に記載し、又は電子計算機その他の機器によりその内容を表示し、及び書面を作成できる方法で磁気ディスク等に保存するものとする。

(3) 生活環境の調整の計画

ア 生活環境の調整の計画は、生活環境調整の計画（別紙様式61）により作成し、又は見直すものとする。ただし、裁判確定前の生活環境調整を行うに当たり生活環境の調整の計画を作成し、又は見直すときは、その内容を3の(4)の裁判確定前の生活環境調整事件調査票に記載するものとする。

イ 収容中の生活環境調整を行う場合において、次に掲げるときは、規則第111条において準用する規則第42条第1項ただし書の規定により、生活環境の調整の計画の作成を省略することができる。

(ア) 生活環境調整対象者の収容期間の満了までの期間が1月未満であるとき。

(イ) 生活環境調整対象者について本邦内に帰住予定地がなく、かつ、釈放された場合に出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第24条各号に掲げる者として本邦から退去を強制されることが見込まれるとき。

ウ 生活環境の調整の計画においては、調整を終えるべき時期を設定するものとし、当該時期が過ぎたにもかかわらず、計画された調整が未了の場合は、当該生活環境の調整の計画の見直しを検討するものとする。

(4) 保護司に対する通知等

ア 保護観察所の長は、生活環境調整担当保護司の指名をしたときは、担当保護司別カード（乙）に所定の事項を記入するものとする。

イ 事務規程第149条第1項に規定する書面は、生活環境調整担当通知書（別紙様式62）とする。

(5) 基本的留意事項

保護観察所の長は、収容中の生活環境調整又は裁判確定前の生活環境調整を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 収容中の生活環境調整及び裁判確定前の生活環境調整を適切に行うため、保護観察所の管轄区域内の社会資源に関する情報を十分に把握し、これらを整理した資料の整備に努めること。

イ 生活環境は常に変動する可能性があることに留意し、調整すべき事項について十分に調整したと認めるときも、引き続き生活環境調整対象者の帰住予定地等の生活環境を見守り、調整の必要が生じたときは、速やかに必要な調整を行うこと。

(6) 調整事項

保護観察所の長は、規則第112条第1項（規則第114条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる調整事項について、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 規則第112条第1項第3号に規定する引受人以外の生活環境調整対象者の家族その他の関係人としては、引受人以外の生活環境調整対象者の家族、同居人、雇用主、雇用主となり得る者等が考えられること。

イ 同項第7号に規定する事項としては、生活環境調整対象者が矯正施設に収容される前又は収容中に受けていた医療を受けられるよう医療機関と調整すること等が考えられること。

(7) 調査の方法

ア 規則第113条第1項（規則第114条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による調査は、次に掲げる方法その他必要と認める方法により行うものとする。

(ア) 生活環境調整対象者と面接し、又は通信すること。

(イ) 生活環境調整対象者の帰住予定地若しくは住居又はその近隣の状況を実地に確認すること。

(ウ) 地方公共団体に対し、生活環境調整対象者の本籍、家族関係等の身上に関する事項、公的扶助に関する事項等について照会すること。

(エ) 生活環境調整対象者の引受人、家族その他の関係人と面接し、又は通信すること。

- (オ) 更生保護施設その他の施設に対し、生活環境調整対象者の帰住に関する支障の有無等について確認すること。
- (カ) 判決謄本、刑事事件記録、身上調査書（甲）、身上調査書（乙）、身上調査書（丁）、身上変動通知書（甲）、身上変動通知書（乙）等の関係記録を精査すること。
- (キ) 檢察官に対し、生活環境調整対象者の犯罪経歴を照会すること。
- (ク) 矯正施設の長に対し、生活環境調整対象者の疾患の状況、矯正施設においてとった医療措置の内容等について照会すること。
- (ケ) 都道府県警察に対し、生活環境調整対象者の暴力団との関係等について照会すること。
- (コ) 生活環境調整対象者が収容前に通学していた学校に対し、収容前の通学の状況、復学の見込み等について照会すること。
- (サ) 生活環境調整対象者が矯正施設に収容される前に治療を受けていた医療機関に対し、疾患の状況、治療の状況、治療再開の見込み等について照会すること。
- (シ) 生活環境調整対象者の犯罪又は非行に係る損害賠償請求事件等に関する民事訴訟記録を確認すること。

イ 規則第113条第1項第5号に掲げる被害者等の状況についての調査に当たっては、被害者等の負担をなくし、又は可能な限りこれを軽減するため、被害者等との面接、被害者等に対する文書の送付その他の被害者等に対する直接的な調査については、他の資料から把握することが可能かどうかを考慮し、その必要性及び相当性について十分検討して行うものとする。

2 収容中の生活環境調整

(1) 基本的留意事項

保護観察所の長は、収容中の生活環境調整を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 生活環境調整対象者に対し、釈放後に保護観察又は更生緊急保護の措置がとられる場合に、これらへの円滑な移行が可能となるよう、生活環境調整対象者が釈放されるまで生活環境の調整を継続的に行うこと。

イ 少年院運営通達に定める一般短期処遇又は特修短期処遇の対象者等の収容期間が満了するまでの期間が短い者について、必要があると認めるときは、複数の帰住予定地について並行して調整することができるよう矯正施設の長に協力を求めるなどして、速やかに調整を行うよう努めること。

ウ 生活環境調整対象者の帰住予定地について調整するに当たっては、規則第113条の規定による調査を十分に行い、その適否にとどまらず、他に望ましい帰住予定地となり得るものがあるかどうかについても検討すること。

(2) 生活環境調整対象者との面接

ア 保護観察所の長は、帰住予定地、釈放後の生活の計画等について生活環境調整対象者の意向を確認するとともに必要な助言を行うため、必要に応じて生活環境調整主任官若しくは他の保護観察官又は生活環境調整担当保護司をして、当該生活環境調整対象者と面接させるものとする。

イ 保護観察所の長は、生活環境調整担当保護司が生活環境調整対象者に面接する場合には、生活環境調整主任官をして、あらかじめ、当該生活環境調整担当保護司の氏名、面接の予定日及び当該生活環境調整対象者の氏名を矯正施設に連絡させるものとする。この場合において、生活環境調整担当保護司が当該生活環境調整対象者の引受人等を同伴するときは、その者の氏名及び生活環境調整対象者との続柄についても連絡させるものとする。

ウ 保護観察所の長は、イの場合において、生活環境調整主任官をして、生活環境調整担当保護司に対し、面接に当たり調整すべき問題点を指示させるほか、次の事項に留意するよう指示させるものとする。

(ア) 面接に当たり、保護司の身分を示す証票を携行すること。

(イ) 面接に当たっては、生活環境調整対象者に対し、仮釈放、少年院からの仮退院若しくは婦人補導院からの仮退院の見込みの有無又はこれらの時期を予測させるような言動及び家族の生活状況に関し生活環境調整対象者に動搖を与えるような言動を慎むこと。

(ウ) 面接によって知り得た事項を引受人等に伝えるに当たっては、生活

環境調整主任官と協議し、その必要性及び相当性について十分検討すること。

エ 保護観察所の長は、事務規程第152条第3項の規定により生活環境調整面接状況報告書（事務規程様式第106号）を受理したときは、生活環境調整対象者を収容している矯正施設の長及び当該矯正施設の所在地を管轄する地方委員会に対し、当該生活環境調整面接状況報告書の写しを送付するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、併せて生活環境調整状況通知書（事務規程様式第107号）により、収容中の生活環境調整の状況を通知するものとする。

オ 矯正施設の長は、生活環境調整担当保護司による生活環境調整対象者との面接について、イの連絡があったときは、次の事項に留意するものとする。

- (ア) 速やかに面接できるよう取り計らうとともに、なるべく一般の面会室以外の適当な部屋を提供し、面接を円滑かつ迅速に行うことができるよう便宜を与えること。
- (イ) 面接については、回数及び時間の制限は行わないが、面接の立会い並びに保安上の警戒は怠らないこと。
- (ウ) 生活環境調整担当保護司から、生活環境調整対象者の身上関係、矯正施設収容中の生活状況、調整すべき問題点等について、照会を受け、又は相談を求められたときは、所属の職員をしてこれに応じさせること。

(3) 生活環境調整対象者との通信

ア 保護観察所の長は、生活環境調整担当保護司が生活環境調整対象者と通信をする場合には、生活環境調整主任官をして、生活環境調整担当保護司に対し、次の事項に留意するよう指示させるものとする。

- (ア) 生活環境調整担当保護司であることを明示して通信すること。
- (イ) 通信に当たっては、生活環境調整対象者に対し、仮釈放、少年院からの仮退院若しくは婦人補導院からの仮退院の見込みの有無又はこれらの時期を予測させるような内容の記載及び家族の生活状況に関し生活環境調整対象者に動搖を与えるような内容の記載は避けること。

(ウ) 通信によって知り得た事項を引受人等に伝えるに当たっては、生活環境調整主任官と協議し、その必要性及び相当性について十分検討すること。

イ 矯正施設の長は、生活環境調整対象者が生活環境調整担当保護司と通信する場合において、その記載内容が生活環境の調整又は将来の保護観察についての相談等であるときは、発信回数の制限は行わないものとする。

(4) 生活環境調整担当保護司による生活環境の調整の報告

ア 保護観察所の長は、事務規程第152条第1項の規定により生活環境調整担当保護司に生活環境の調整の結果を報告させる場合において、調整になお日数を要するとき又は生活環境の調整の計画を見直すべき事情があると認めるときは、その時点までの調整の結果を報告させ、改めて調整の方法、その時期等を指示するものとする。

イ 保護観察所の長は、生活環境調整担当保護司に対し、事務規程第152条第2項の報告を求めるときは、生活環境調整追報告依頼書（別紙様式63）の送付、電話その他の適当な方法によるものとする。

ウ 保護観察所の長は、次に掲げるときには、事務規程第152条第2項の規定により生活環境調整担当保護司に報告を求めるものとする。

(ア) 保護処分の執行のため少年院に収容されている者及び補導処分の執行のため婦人補導院に収容されている者については、前回の報告からおおむね3月が経過したとき。

(イ) 無期刑又は執行すべき刑期が3年以上の懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設又は少年院に収容されている者で法定期間を経過するまでのものについては、前回の報告からおおむね1年が経過したとき。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の者については、前回の報告からおおむね6月が経過したとき。

(5) 収容中の生活環境調整の状況の通知

ア 保護観察所の長は、執行すべき刑期が6月以下の懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設又は少年院に収容されている者、保護処分の執行のため少年院に収容されている者及び補導処分の執行のため婦人補導院に

収容されている者について、事務規程第153条の規定による通知をするときは、収容中の生活環境調整事件に係る事務を開始した日からおおむね1月以内に行うものとする。

イ 保護観察所の長は、生活環境調整状況通知書の作成に当たって、調整中の帰住予定地以外に帰住予定地として適當と思われる住居がある場合はその所在地をできる限り特定して記載するものとする。

ウ 保護観察所の長は、矯正施設の長に対し、規則第112条第3項の規定により協力を求めるときは、生活環境調整状況通知書に求める協力の内容を記載する方法その他の方法により行うものとする。

(6) 収容中の生活環境調整事件の事務の終結

保護観察所の長は、事務規程第154条の規定により、収容中の生活環境調整事件に係る事務を終結したときは、生活環境調整事件ホルダー及び生活環境調整事件カードに所定の事項を記入するものとする。

(7) 保護司に対する担当終了の通知

事務規程第155条第1項の書面は、生活環境調整担当終了通知書（別紙様式64）とする。

3 裁判確定前の生活環境調整

(1) 基本的留意事項

保護観察所の長は、裁判確定前の生活環境調整を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 裁判確定前の保護観察付執行猶予者のうち、住居が不定であるもの、頻繁に転居を繰り返すなど居住関係が不安定であってその所在の把握が困難なものについては、速やかに住居を定めさせ、その届出をさせなければ、裁判確定後の保護観察の実施が困難になること。

イ 保護観察付執行猶予者の保護観察期間は一般に長期にわたることから、保護観察の開始に先立ち的確な裁判確定前の生活環境の調整ができるかどうかが、その後の保護観察の成否に大きな影響を及ぼすこと。

ウ 裁判確定前の生活環境調整を行うことができる期間は、裁判が確定するまでの短期間に限られることから、裁判確定後の円滑な保護観察の開始を見込んだ迅速かつ的確な調整が求められること。

エ 裁判確定前の保護観察付執行猶予者に関する情報は、保護観察付執行猶予の判決の言渡しをした裁判所から送付される保護観察言渡連絡票のほか参考となる資料に乏しく、裁判確定前の生活環境調整に必要な情報は、同裁判所及びこれに対応する検察庁の検察官から、又は面接の際に裁判確定前の保護観察付執行猶予者及びその関係人から、積極的に入手する必要があること。

オ 裁判確定前の保護観察付執行猶予者は、その受けた判決が確定したわけではなく、控訴の申立てがあれば、控訴審において第一審裁判所の宣告した保護観察付執行猶予の判決について審理が行われこれが破棄される可能性もあることから、これを念頭に調整を行う必要があること。

カ 裁判確定前の保護観察付執行猶予者について調整を要する事項が更生緊急保護の措置をとることにより調整をするとできると認められる場合には、更生緊急保護の申出を受け、これによる措置を併せてとること。

(2) 裁判確定前の生活環境調整の必要性

ア 法第83条の保護観察を円滑に開始するため必要があると認めるときは、次に掲げるときをいうものとする。

(ア) 裁判確定前の保護観察付執行猶予者の住居が不定であるとき又はこれまで頻繁に転居を繰り返すなど居住関係が不安定であるとき。

(イ) 裁判確定前の保護観察付執行猶予者が無職であり、かつ、就業の見込みがないとき。

(ウ) 裁判確定前の保護観察付執行猶予者が、家族その他その者と同居するなどしてその生活の状況に配慮し、その者の改善更生のために特に協力することが期待される者との間に良好な関係を築いていないとき。

(エ) 裁判確定前の保護観察付執行猶予者について、共犯者、暴力団関係者その他その者の改善更生の妨げとなる者からの接触が見込まれるとき。

(オ) その他裁判確定前の保護観察付執行猶予者の生活環境の状況、裁判確定までの期間等に照らし、保護観察の円滑な開始のため必要がある

と認めるとき。

イ 保護観察所の長は、アの場合においては、裁判確定前の保護観察付執行猶予者に対し、事務規程第157条第2項の規定により裁判確定前の生活環境調整を行うことについて同意を求めるものとする。

(3) 裁判確定前の保護観察付執行猶予者との面接

裁判確定前の保護観察付執行猶予者との面接に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 裁判確定前の保護観察付執行猶予者との面接は、できる限り裁判確定後にその者に対して実施する保護観察の主任官又は担当保護司に指名されることとなる保護観察官又は保護司において行うよう配慮すること。

イ 裁判確定前の保護観察付執行猶予者との面接においては、保護観察の趣旨その他保護観察の実施に必要と認める事項を説示するとともに、保護観察を受けることに不服がある場合は、控訴期間の満了までに控訴するかどうかを弁護人等と十分に相談するよう注意を喚起すること。

ウ 裁判確定前の生活環境調整の結果、裁判確定前の保護観察付執行猶予者が住居を定めたときは、裁判確定前であっても住居の届出ができることを説明した上で、速やかに住居の届出を受けること。

(4) 保護観察所の長は、事務規程第157条第2項の規定により、裁判確定前の保護観察付執行猶予者から裁判確定前の生活環境調整を行うことについて同意を得たときは、保護観察官をして、裁判確定前の生活環境調整事件調査票（別紙様式65）を作成させるものとする。

(5) 生活環境調整担当保護司による報告

事務規程第158条第1項の書面は、裁判確定前の生活環境調整結果報告書（別紙様式66）とする。

(6) 保護司に対する担当終了の通知

事務規程第160条第1項の書面は、裁判確定前の生活環境調整担当終了通知書（別紙様式67）とする。

第6 更生緊急保護

1 更生緊急保護の対象等

保護観察所の長は、更生緊急保護の対象及び期間について、次に掲げる事

項に留意するものとする。

(1) 法第85条（売春防止法第31条においてみなして適用する場合を含む。以下同じ。）第1項第1号に掲げる者には、懲役、禁錮又は拘留の刑を言い渡され、未決勾留日数の通算により執行すべき刑期が残らない者であつて、その判決が確定したもの及び懲役、禁錮又は拘留の刑を執行中に大赦又は特赦により赦免された者も含まれること。

(2) 法第85条第1項第5号に掲げる者には、公訴提起前又は公判係属中に大赦により刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者も含まれること。

(3) 法第85条第4項本文に規定する更生緊急保護を行う期間（以下「一般法定期間」という。）の起算に当たっては、民法（明治29年法律第89号）第140条の規定により、初日を算入せず、翌日から当該期間を起算すること。

(4) 刑事上の手続による身体の拘束を解かれた後に、懲役又は禁錮について刑の執行猶予の言渡しを受け、若しくは罰金の言渡し又は起訴猶予の処分を受けた者は、当該身体の拘束を解かれた日を一般法定期間の初日とし、仮釈放等の期間の満了によって法第85条第1項第1号に該当するに至った者は、仮釈放等の日を一般法定期間の初日とし、それぞれ翌日から当該期間を起算すること。

(5) 法第85条第4項ただし書に規定する一般法定期間経過後更に6月を超えない範囲内において更生緊急保護を行うことのできる期間（以下「特別法定期間」という。）の起算に当たっては、初日を算入せず、翌日から起算し、次のとおりとなること。

ア 仮釈放等となっていない者又は仮釈放等の期間が6月末満である者は、一般法定期間満了日の翌日から起算して6月以内の期間

イ 仮釈放等の期間が6月以上12月末満の者は、仮釈放等の期間満了日の翌日から、仮釈放等の日の翌日を起算日として12月以内の期間

2 基本的留意事項

保護観察所の長は、更生緊急保護を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 更生緊急保護は、その対象となる者の改善更生のために必要な限度で行

うものとされていることにかんがみ、その者の個別事情を客観的、総合的に判断して、改善更生のために必要かつ相当な限度において行うこととし、かえってその対象となる者の自助の責任の自覚を損ない、自立の妨げとなるようなことのないよう配慮すること。

- (2) 必要と認める措置が、更生緊急保護の対象となる者の希望と合致しない場合は、当該措置がその者の改善更生のために必要かつ相当なものであることを十分に説明すること。
- (3) 更生緊急保護を委託して行う場合には、更生緊急保護の対象となる者に対し、あらかじめ委託先における具体的な措置の内容を十分に説明するとともに、自ら改善更生に努める意欲を持たなければならぬことを自覚させるよう、必要な助言及び指導に努めること。
- (4) 法第98条第1項（売春防止法第31条においてみなして適用する場合を含む。）の規定による更生緊急保護に要した費用の徴収は、規則第120条第1項の規定により更生緊急保護としてるべき措置を選定した時点における当該措置の対象となる者及びその扶養義務者の費用負担能力をその判断の基準とすること。

3 更生緊急保護の内容

- (1) 規則第116条各号に掲げる方法による更生緊急保護の措置は、以下に定めるところにより行うものとする。
 - ア 同条第1号に掲げる方法による措置は、更生保護施設その他改善更生に適した設備及び環境を備えた施設等に宿泊させて行うものとする。
 - イ 同条第2号に掲げる方法による措置は、アの施設等において食事を給与し、又は食事費を現金で給与して行うものとする。
 - ウ 同条第3号に掲げる方法による措置は、その対象となる者の所持金等を勘案した上、旅費を給与し、又は貸与して行うものとする。
 - エ 同条第4号に掲げる方法による措置は、作業衣その他の物品を給与し、又は貸与して行うものとする。
- (2) 法第85条第1項に規定する更生緊急保護の措置のうち、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図る

こと等により行うものは、第4の5の(1)のイに掲げる方法に準じて行うものとする。

4 更生緊急保護事件に係る事務の開始

- (1) 保護観察所の長は、事務規程第162条第2項の規定により更生緊急保護事件に係る事務を開始したときは、更生緊急保護事件ホルダー（別紙様式68）を作成するものとする。
- (2) 更生緊急保護事件ホルダー中更生緊急保護の対象となる者の氏名を数字化して記載する欄の記載方法については、別表1「氏名換数表」によるものとする。
- (3) (1)にかかわらず、収容中の生活環境調整事件又は保護観察事件の終結後に更生緊急保護事件に係る事務を開始した場合には、生活環境調整事件ホルダー又は保護観察事件ホルダーを更生緊急保護事件ホルダーとして使用することができる。また、保護観察付執行猶予の判決の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者を対象とする更生緊急保護事件については、保護観察事件ホルダーを更生緊急保護事件ホルダーとして使用し、当該裁判が確定した場合には、引き続きこれを保護観察事件ホルダーとして使用するものとする。
- (4) (3)の場合においては、保護観察事件ホルダー又は生活環境調整事件ホルダーの欄外上部に「更」の符号及び一般法定期間の満了日を付記し、更生緊急保護の措置を委託して行う場合には「担当保護司」欄に委託先を記載するものとする。

5 更生緊急保護事件に係る事務の管理

保護観察所の長は、当該保護観察所において取り扱う更生緊急保護事件について、その開始、終結等の状況を管理し、必要な情報の検索ができるよう、別表10に掲げる事項を帳簿に記載し、又は電子計算機その他の機器によりその内容を表示し、及び書面を作成できる方法で磁気ディスク等に保存するものとする。

6 更生緊急保護の要否の決定及びとるべき措置の選定

- (1) 保護観察官は、事務規程第163条の規定により、更生緊急保護の申出をした者について調査を行ったときは、更生緊急保護事件票（別紙様式6

9) を作成するものとする。

- (2) 保護観察所の長は、更生緊急保護の要否を判断し、更生緊急保護としてるべき措置を選定したときは、当該措置の内容を更生緊急保護事件票に記載するとともに、保護経過一覧表を作成するものとする。

7 更生緊急保護の委託

- (1) 保護観察所の長は、規則第116条第1号に掲げる宿泊場所等の供与を委託する場合において、その対象となる者の速やかな改善更生を保護するため必要があると認めるとときは、3の(2)に規定するものを併せて委託することができる。
- (2) 保護観察所の長は、更生緊急保護を更生保護事業を営む者以外の者に委託するときは、その者に対し、更生緊急保護の意義及び内容、委託に伴う受託者の責務等について十分に説明するものとする。
- (3) 保護観察所の長は、規則第116条第1号に掲げる宿泊場所等の供与を委託して行うとき、規則第117条において準用する規則第56条第2項の職業訓練を委託して実施するとき又は規則第117条において準用する規則第57条の生活指導として行う薬物依存回復訓練を委託して実施するときは、日を単位として委託するものとする。
- (4) 保護観察所の長は、規則第122条において準用する規則第62条第1項の規定により委託内容の変更を行うときは、委託内容変更書を作成するものとする。
- (5) 保護観察所の長は、規則第122条において準用する規則第62条第1項の規定により委託の解除を行うときは、委託解除書を作成するものとする。
- (6) 保護観察所の長は、規則第122条において準用する規則第62条第1項の規定により委託先の変更を行うときは、従前の委託先に対しては規則第122条において準用する規則第62条第1項の規定により委託の解除を行い、変更後の委託先に対しては法第85条第3項の規定により委託するものとする。

8 受託者との連携等

- (1) 保護観察所の長は、更生緊急保護の措置を委託した場合は、受託者によ

る措置がその効果を十分に発揮できるよう、保護観察官を受託者のもとに派遣し、又は受託者の出頭を求めるなどして受託者と必要な協議を行わせるものとする。

- (2) 保護観察所の長は、更生緊急保護の措置を受ける者が、少年、高齢者等であって自立した生活を営むことに困難を伴うことが見込まれるとき又はその委託期間が長期にわたっているときは、保護観察官をして、(1)の協議においてその者が自立した生活ができるようにするための具体的方策を検討させ、これらの措置の実効性を高めるものとする。
- (3) 保護観察所の長は、規則第116条第1号の規定による宿泊場所等の供与を委託して行っている者について、新たに当該措置以外の更生緊急保護の措置をとることとしたときは、宿泊場所等の供与の受託者に対し、新たな措置に係る更生緊急保護事件票の写しを送付するなどして当該措置の内容その他必要な事項を連絡するものとする。

9 法第85条第4項ただし書に規定する更生緊急保護

(1) 必要性の判断

保護観察所の長は、規則第121条第1項の規定により改善更生を保護するため特に必要があると認められるかどうかを判断するときは、次の事項に留意するものとする。

ア 一般法定期間又は仮釈放等の期間（6月以上12月末満の場合に限る。以下同じ。）の満了日からさかのぼっておおむね3月以上継続して規則第65条第1号又は規則第116条第1号の措置を受けていない者については、現に相当程度自立した生活を営み、又は営むことが可能であると認められる場合が多いと考えられるので、規則第121条第1項第1号に規定する特別の事情の有無の判断については特に慎重に行うこと。

イ 同号に規定する特別の事情があると認められる例としては、次のような場合が考えられること。

- (ア) 高齢、疾病、障害等のため、一般法定期間又は仮釈放等の期間内に自立した生活を営むことが困難である場合
(イ) 事故、天災等対象となる者の責に帰すことのできない事情のため、

一般法定期間又は仮釈放等の期間内に自立した生活を営むことが困難である場合

ウ 規則第121条第1項第2号に規定する改善更生の意欲及びそのための努力の有無については、同条第2項の規定による申出の時点の状況のみならず、一般法定期間又は仮釈放等の期間全般にわたっての生活態度、今後の生活の計画等を考慮して判断すること。

(2) 特別法定期間における更生緊急保護の手続

ア 一般法定期間又は仮釈放等の期間から引き続き特別法定期間にわたって実施する規則第121条第3項において準用する規則第119条の規定による調査は、特別法定期間の起算日からさかのぼって1週間以内に行うものとする。

イ 特別法定期間においてとる規則第116条に掲げる措置の委託期間は、1月を超えない範囲内において定め、この委託期間に当該措置を実施してもなお規則第121条第1項各号のいずれにも該当するとき有限って、これを更新するものとする。

ウ 特別法定期間内の更生緊急保護に係る更生緊急保護事件ホルダー、保護観察事件ホルダー又は生活環境調整事件ホルダーについては、欄外上部に「特更」の符号を朱色で付記するものとする。

第7 その他

1 刑の執行停止中の者に対する措置

(1) 刑の執行停止中の者に対する措置の開始

保護観察官は、事務規程第166条第2項の規定により調査を行ったときは、刑の執行停止中の措置事件票（別紙様式70）を作成するものとする。

(2) 保護司に対する通知

事務規程第167条第1項の書面は、刑の執行停止中の措置事件担当通知書（別紙様式71）とする。

(3) 刑の執行停止中の者の措置の経過報告

同条第3項の書面は、刑の執行停止中の措置の経過報告書（別紙様式72）とする。

(4) 保護司に対する担当終了の通知

事務規程第168条第1項の規定による保護司に対する通知は、刑の執行停止中の措置事件担当終了通知書（別紙様式73）によるものとする。

2 保護司から返還された書類の取扱い

保護観察所の長は、保護司から収容中の生活環境調整事件、裁判確定前の生活環境調整事件、保護観察事件等について関係書類の返還があったときは、担当保護司別カード（甲）又は担当保護司別カード（乙）の備考欄にその旨を記載し、特に必要と認めるもの以外は寸断、焼却、溶解その他復元できない方法により廃棄して差し支えない。

3 質問調書の作成

保護観察官は、質問調書を作成するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 質問調書には、特に必要があってその対象となる者（以下「供述者」という。）との質問応答をそのまま問答式に記載する場合を除き、供述者の供述のみを記載し、自己の判断ないし意見にわたるような事項を記載しないこと。

(2) 質問調書を作成したときは、供述者に読み聞かせ、又は閲読させて、誤りがないかどうかを問い合わせ、供述者が誤りがない旨を申し述べたときは、署名押（指）印させ、供述者が増減変更の申立てをしたときは、その申立ての趣旨及びその内容を記載して供述者に読み聞かせ、又は閲読させて誤りがないかどうかを問い合わせ、供述者が誤りがない旨を申し述べたときは、署名押（指）印させること。

(3) 書類の訂正

ア 文字を加える場合には、加えるべき文字を既存の文字の上側に記載した上、加えるべき文字との間に後日文字を追加できる余白を残さないように挿入記号を付すとともに、挿入記号の起点に認印をすること（別表12の1参照）。

イ 文字を削る場合には、削るべき文字を2本線で削除した上、その削除了文字の前後に括弧を付すとともに、削除線上の1箇所に認印をすること（別表12の2参照）。

ウ 文字を削った上文字を加える場合には、削るべき文字を、2本線で削除した上、その削除した文字の前後に括弧を付し、加えるべき文字を削除した文字の上側に記載した上、前記削除線上のいずれかの点を起点として、加えるべき文字との間に後日文字を追加できる余白を残さないように挿入記号を付すとともに、挿入記号の起点に認印をすること（別表12の3参照）。

- (4) 質問調書には、保護観察官が作成の年月日を記載して署名押印し、その所属庁を表示すること。
- (5) 質問調書には、毎葉に契印すること。
- (6) 重い疾病、傷害その他のやむを得ない理由で供述者が署名することができない場合には、その理由を質問調書に明らかにし、供述者の氏名を代筆して押（指）印させること。
- (7) 供述者が署名押（指）印を拒否した場合には、その旨及び拒否した理由を質問調書に記載すること。

4 保護観察の状況等の通知

- (1) 少年鑑別所の長に対する通知

保護観察所の長は、少年鑑別所の長に対し、事務規程第176条第3項の規定により保護観察対象者の保護観察の状況を通知する場合において、既に同条第1項の規定により家庭裁判所に対して保護観察の状況を報告しているときは、これと同様の書面によることができる。

- (2) 家庭裁判所等に対する通知

ア 保護観察所の長は、保護観察処分少年について、事務規程第86条第1号から第4号までのいずれかに該当する事由が生じたときは、当該保護観察処分少年に対する保護処分をした家庭裁判所に対し、当該事由の生じた月の翌月15日までに、保護観察終結通知書（甲）（別紙様式74）により、その旨を通知するものとする。

イ 保護観察所の長は、少年院仮退院者について、事務規程第99条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当する事由が生じたときは、当該少年院仮退院者に対する保護処分をした家庭裁判所及び当該少年院仮退院者が仮退院した時点において収容されていた少年院の長に対し、保

護観察終結通知書（乙）（別紙様式75）により、その旨を通知するものとする。

ウ 保護観察所の長は、少年院仮退院者について、事務規程第98条第3項の規定による通知を受けたときは、速やかに、当該少年院仮退院者に対する保護処分をした家庭裁判所に対し、少年院仮退院者の退院申出書及び同項の決定通知書の各写しを送付するものとする。この場合には、同項の少年院の長に対しても、少年院仮退院者の退院申出書の写しを送付するものとする。

エ 保護観察所の長は、事務規程第90条第6項の規定により、少年院仮退院者を戻して収容する旨の決定の通知を受けたときは、速やかに、当該少年院仮退院者が仮退院した時点において収容されていた少年院の長に対し、戻し収容申出書及び戻し収容の申請の結果に関する通知書の各写しを送付するものとする。

（3）裁判所に対する報告

ア 保護観察所の長は、保護観察付執行猶予者について、次のいずれかに該当する事由が生じたときは、保護観察付執行猶予の判決の言渡しをした裁判所に対し、保護観察状況等報告書（乙）（事務規程様式第124号）「10 参考事項」に当該判決の言渡しをした裁判官の氏名、言渡しの日及び次の（ア）から（ウ）までのいずれの報告事由に該当するかを明記した書面（別紙参考様式2）により、当該保護観察付執行猶予者の保護観察の状況について報告するものとする。この場合において、事務規程第176条第1項の規定による報告又はこの通達による報告をしているときは、当該報告の日以降の状況について報告することで足りる。

- （ア）保護観察の開始から6月を経過したとき。ただし、6月を経過するまでの間に、保護観察付執行猶予者が所在不明となったとき又は執行事務規程（平成25年法務省刑総訓第2号大臣訓令）第54条の規定による通知を受けたときは、その時点において報告するものとする。
- （イ）検察庁から執行事務規程第46条第2項の規定による刑の執行猶予の言渡しの取消しがあった旨の通知を受けたとき。
- （ウ）保護観察期間の満了（保護観察を仮に解除されている状態で保護観

察期間が満了した場合を除く。），保護観察付執行猶予者の死亡等により保護観察が終了したとき。

イ 保護観察所の長は、事務規程第131条第4項若しくは第7項又は第133条第5項若しくは第8項の規定による通知を受けたときは、保護観察付執行猶予の判決の言渡しをした裁判所に対し、仮解除申出書又は仮解除取消申出書の各写し及び決定通知書又は審理結果通知書（事務規程様式第27号）の各写しを送付して、その旨を通知するものとする。この場合には、これらの各写しの上部欄外に、当該言渡しの年月日を付記するものとする。

(4) 檢察官に対する通知

保護観察所の長は、事務規程第120条第1項第3号の事由により仮釈放者の保護観察事件に係る事務を終結したときは、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官に対し、刑の時効完成による保護観察事件終結通知書（別紙様式76）により、その旨を通知するものとする。

5 仮釈放等を許す旨の決定をした地方委員会に対する通知

地方委員会は、法第71条の規定による申請をした少年院仮退院者について家庭裁判所から少年院に戻して収容する旨の決定の通知を受けた場合並びに法第74条第1項、法第75条第2項、法第77条第1項、第2項又は第7項、法第78条第1項及び売春防止法第27条第1項の決定をした場合において、当該通知又は決定に係る者について仮釈放、少年院からの仮退院又は婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定をした地方委員会が他の地方委員会であるときは、当該地方委員会に対し、戻し収容の申請の結果に関する通知書又は決定通知書により、その旨を通知するものとする。

6 共助事件等に係る事務の管理

保護観察所の長は、次に掲げる共助の依頼等を受けたときは、当該共助に係る措置等の経過を管理し、必要な情報の検索ができるよう、別表11に掲げる事項を帳簿に記載し、又は電子計算機その他の機器によりその内容を表示し、及び書面を作成できる方法で磁気ディスク等に保存するものとする。

(1) 旅行中の保護観察対象者に対する指導監督及び補導援護の共助その他規則第44条の規定による保護観察における措置の共助の依頼

- (2) 事務規程第42条第1項の規定による所在調査の嘱託
- (3) 規則第47条第2項の規定による転居後の住居又は旅行先の調査の嘱託
- (4) 法第88条の規定による刑執行停止中の者に対する措置の請求
- (5) 少年法第28条の規定による報告又は意見の提出の求め
- (6) 刑事訴訟規則第222条の3の規定による報告の求め
- (7) その他裁判所、検察官、矯正施設の長、少年鑑別所の長、他の地方委員会又は保護観察所の長その他の関係機関からの援助又は協力の求めであつて、報告、意見等の提出を要するもの

7 経過措置

- (1) 法附則の規定によりなお従前の例によることとされている処分、手続その他の行為に関する事務の取扱手続については、この通達の相当の定めにかかわらず、なお従前の例による。
- (2) 法、規則及び事務規程の附則において、なおその効力を有することとされている規定に基づく事務の取扱手続については、この通達の相当の定めは適用せず、従前の事務の取扱手続による。
- (3) 事務規程附則第3条の規定による廃止前の仮釈放、仮出場及び仮退院並びに保護観察等事件事務規程（昭和59年法務省保観訓第66号大臣訓令）の規定に基づく様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類であつて、この通達に相当の様式があるものについては、この通達の様式によるものとみなす。
- (4) 旧様式により調製した用紙であつて、この通達に相当の様式があるものについては、事務の適正な実施に支障のない限りにおいて、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

保護観察処分少年及び少年院仮退院者の特別遵守事項の標準設定項目

標準設定項目（符号番号）	標準設定例
A 犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動の禁止	
1 暴力団関係者との交際の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団関係者との交際を絶ち、一切接触しないこと ・暴力団事務所に出入りしないこと
2 暴走族関係者との交際の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・暴走族関係者との交際を絶ち、一切接触しないこと ・暴走族の集会や暴走行為を見に行かないこと ・特攻服を入手したり着たりしないこと
3 共犯者との交際の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・共犯者との交際を絶ち、一切接触しないこと
4 その他不良集団等との交際の禁止 ※	<p>(※交際を禁止すべき不良集団等を特定して設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チームやギャングのメンバーとの交際を絶ち、一切接觸しないこと
5 射幸的行為が行われる場所への出入りの禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・パチンコ店やスロット店に出入りしないこと ・競馬場、競輪場、競艇場などのギャンブルが行われる場所に出入りしないこと ・違法カジノなど賭博行為が行われる場所に出入りしないこと
6 性風俗店への出入りの禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・性風俗店に出入りしないこと
7 その他少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある場所への出入りの禁止 ※	<p>(※出入りを禁止すべき場所を特定して設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲームセンターーやゲームコーナーに出入りしないこと ・カラオケ店やクラブに出入りしないこと
8 飲酒の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・飲酒をし、又はその目的で酒類を所持しないこと
9 喫煙の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙をし、又はその目的でたばこを所持しないこと
10 薬物の入手・使用に結び付く行為の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・シンナーなどの有機溶剤の乱用者や密売人と一切接觸しないこと ・正当な理由なくシンナーなどの有機溶剤を入手しないこと ・覚せい剤、大麻、麻薬などの規制薬物の使用者や密売人と一切接觸しないこと ・注射器その他の薬物使用に係る物品を入手しないこと
11 性犯罪に結び付く行為の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・異性や子どもの身辺につきまとわないこと ・小学校や児童館など子どもが集まる施設に出入りしたりその周辺をはいかいしたりしないこと
12 ストーカー的犯行に結び付く行為の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・他人の身辺につきまとわないこと
13 保護処分の理由となった犯罪行為の被害者等との接觸の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者等に一切接觸しないこと ・被害者等に直接会わないこと ・被害者等の身辺につきまとわないこと ・被害者等の自宅や職場付近をはいかいしないこと

標準設定項目（符号番号）	標準設定例
14 深夜はいかいの禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・深夜にはいかいしたり、たむろしたりしないこと ・深夜に無断外出しないこと
15 その他 ※	(※その他禁止すべき行動を特定して設定)
B 通学、就労その他の健全な生活態度を保持するために必要と認められる特定の行動の実行又は継続	
1 通学等の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由のない欠席、遅刻又は早退をすることなく学校に通うこと ・通信教育課程の受講を続けること
2 就労等の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・就職活動を行い、又は仕事をすること ・親元で家業に従事すること
3 精神科医の指示による服薬の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医の指示に従って、幻覚、妄想の症状抑制又は緩和に必要な服薬を継続すること
4 その他 ※	(※その他継続し、又は実行すべき行動を特定して設定)
C 指導監督を行うため事前に把握しておくことが特に重要と認められる生活上又は身分上の特定の事項の申告	
1 7日未満の旅行の申告	<ul style="list-style-type: none"> ・3泊以上の外泊をするときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること
2 就労に関する申告	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事をやめたり転職したりしようとするときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること
3 通学に関する申告	<ul style="list-style-type: none"> ・学校をやめようとするときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること
4 その他 ※	(※その他申告すべき事項を特定して設定)
D その他指導監督を行うため特に必要な事項	
1 更生保護施設の規律の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護施設の規則で禁じられた無断外泊及び飲酒をしないこと
2 交通に関する学習の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察所の長の定める交通に関する学習をすること
3 その他 ※	(※その他必要な事項を特定して設定)

(注) 保護観察の開始に際しての家庭裁判所の意見の通知において、※印のある標準設定項目について指摘がなされる場合には、当該項目に係る特別遵守事項の内容を特定するための特記事項が付されることとされているので、これに基づいて設定すること。

仮釈放者、保護観察付執行猶予者等の特別遵守事項の標準設定項目

標準設定項目（符号番号）	標準設定例
A 犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動の禁止	
1 特定の者との交際の禁止	
<p>【暴力団】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 交際を絶ち、一切接触しないこと <input type="checkbox"/> 暴力団事務所に出入りしないこと <input type="checkbox"/> 名刺、バッジ等を所持しないこと <p>【暴走族】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 交際を絶ち、一切接触しないこと <input type="checkbox"/> 集会や暴走行為を見に行かないこと <input type="checkbox"/> 特攻服を入手したり着たりしないこと <p>【共犯者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 交際を絶ち、一切接触しないこと <p>【その他不良集団】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 交際を絶ち、一切接触しないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団関係者との交際を絶ち、一切接触しないこと ・暴力団事務所に出入りしないこと ・暴力団の名刺、バッジ等を所持しないこと <ul style="list-style-type: none"> ・暴走族関係者との交際を絶ち、一切接触しないこと ・暴走族の集会や暴走行為を見に行かないこと ・特攻服を入手したり着たりしないこと <ul style="list-style-type: none"> ・共犯者との交際を絶ち、一切接触しないこと <ul style="list-style-type: none"> ・チームやギャングのメンバーとの交際を絶ち、一切接觸しないこと
2 特定の場所への出入り・遊興による浪費の禁止	
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 競馬場、競輪場、競艇場など射幸的行為が行われる場所に出入りしないこと <input type="checkbox"/> パチンコ店やスロット店に出入りしないこと <input type="checkbox"/> 違法カジノなど賭博行為が行われる場所に出入りしないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・競馬場、競輪場、競艇場などのギャンブルが行われる場所に出入りしないこと ・パチンコ店やスロット店に出入りしないこと ・違法カジノなど賭博行為が行われる場所に出入りしないこと
3 飲酒の禁止	
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 飲酒しないこと（断酒） <input type="checkbox"/> 酔酔するまで飲酒しないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・酒を一切飲まないこと ・自宅以外の場所で、酔酔するまで飲酒しないこと ・1日当たりビール中びん1本以上飲まないこと
4 薬物の入手・使用に結び付く行為の禁止	
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 規制薬物の乱用者や密売人と接触しないこと <input type="checkbox"/> 注射器その他の薬物使用に係る物品を入手しないこと <input type="checkbox"/> 有機溶剤の乱用者や密売人と接触しないこと <input type="checkbox"/> 有機溶剤を入手しないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・覚せい剤、大麻、麻薬などの規制薬物の使用者や密売人と一切接觸しないこと ・注射器その他の薬物使用に係る物品を入手しないこと ・シンナーなどの有機溶剤の乱用者や密売人と一切接觸しないこと ・正当な理由なくシンナーなどの有機溶剤を入手しないこと

標準設定項目（符号番号）	標準設定例
5 つきまとい等の禁止	
<p>【他人】</p> <p><input type="checkbox"/> 身辺につきまとわぬこと</p> <p>【子ども】</p> <p><input type="checkbox"/> 身辺につきまとわぬこと</p> <p><input type="checkbox"/> 小学校、児童館等の施設に入りしたりその周辺をはいかいしたりしないこと</p> <p>【有罪判決の理由となった犯罪行為の被害者等】</p> <p><input type="checkbox"/> 一切接触しないこと</p> <p><input type="checkbox"/> 直接会わぬこと</p> <p><input type="checkbox"/> 身辺につきまとわぬこと</p> <p><input type="checkbox"/> 通常所在する場所に入りしたりその周辺をはいかいしたりしないこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他人の身辺につきまとわぬこと ・子どもの身辺につきまとわぬこと ・小学校や児童館など子どもが集まる施設に入りしたりその周辺をはいかいしたりしないこと ・被害者等に一切接触しないこと ・被害者等に直接会わぬこと ・被害者等の身辺につきまとわぬこと ・被害者等の自宅や職場付近をはいかいしないこと
6 深夜はいかいの禁止	
<p><input type="checkbox"/> 深夜に無断外出をしないこと【犯行の時間帯が深夜である者の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 深夜はいかい・たむろをしないこと【更に、深夜に犯罪性のある者と接触するおそれがある者の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・深夜に無断外出しないこと ・深夜にはいかいしたりたむろしたりしないこと
B 労働・通学その他の健全な生活態度を保持するために必要な特定の行動の実行又は継続	
<p><input type="checkbox"/> 就労又は就職活動の継続</p> <p><input type="checkbox"/> 精神科医の指示による服薬の継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就職活動を行い、又は仕事をすること ・親元で家業に従事すること ・精神科医の指示に従って、幻覚、妄想の症状抑制又は緩和に必要な服薬を継続すること
C 指導監督を行うため事前の把握が特に重要と認められる生活上又は身分上の特定の事項の申告	
<p>【申告内容】</p> <p><input type="checkbox"/> 7日未満の旅行</p> <p><input type="checkbox"/> 退職・転職 <input type="checkbox"/> 退学・休学</p> <p><input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚【内縁関係の解消を含む。】</p> <p><input type="checkbox"/> 別居</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3泊以上の外泊をするときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること ・仕事をやめたり転職しようとしたりするときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること ・配偶者と別居するときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること
D 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を受けること	
<p><input type="checkbox"/> 性犯罪者処遇プログラム</p> <p><input type="checkbox"/> 覚せい剤事犯者処遇プログラム</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力防止プログラム</p> <p><input type="checkbox"/> 飲酒運転防止プログラム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪者処遇プログラムを受けること ・覚せい剤事犯者処遇プログラムを受けること ・暴力防止プログラムを受けること ・飲酒運転防止プログラムを受けること
E その他指導監督を行うため特に必要な事項	
<p><input type="checkbox"/> 更生保護施設の規律の遵守</p> <p><input type="checkbox"/> 交通に関する学習の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護施設の規則で禁じられた無断外泊及び飲酒をしないこと ・保護観察所の長の定める交通に関する学習をすること
F その他(指導監督を行うため特に必要な事項であつて、AからEまでに掲げる標準設定項目以外のもの)	

別表1

氏名換数表

1	あ	い	う	え	お
2	か	き	く	け	こ
3	さ	し	す	せ	そ
4	た	ち	つ	て	と
5	な	に	ぬ	ね	の
6	は	ひ	ふ	へ	ほ
7	ま	み	む	め	も
8	や	ゆ	よ	わ	ん
9	ら	り	る	れ	ろ
0					

(備考)

- 1 氏名の換数は、その読みに従い氏及び名の上位4音を「50音換数表」によって各4桁の数に換数すること。ただし、氏又は名の音が4音に満たないときは、換数した数の次に「0」を加え4桁の数とすること。

おおの ぎいちろう

例 大野 義一郎 1150 2149

- 2 潤音、半潤音は清音と同様に取り扱うこと。

- 3 氏名の読みは、家庭裁判所からの決定通知書、検察庁からの刑執行猶予通知書、矯正施設からの身上調査書記載のものによるが、これらの書類にふりがなが記載されていない場合には、保護観察対象者、生活環境調整対象者又は更生緊急保護の対象となる者が申告した発音によること。

- 4 外国人の氏名の換数化は、次の例によること。

例 ジェームス シュナイダー ジュニア

3117 3851

ババキラ ノステ カディジャン ケレ

6629 5340

キム ユシク (金 有植)

2700 8320

別表2（仮釈放等審理事件関係）

身上調査書に関する事項	身上調査書の受理年月日
	氏名
	生年月日
	性別
	矯正施設名
被収容者移送通知書に関する事項	移送先の矯正施設名
仮釈放等の申出書に関する事項	仮釈放等の申出書を受理した年月日
	釈放することが適當と認められる年月日
仮釈放等を許す旨の決定に関する事項	仮釈放等を許す旨の決定をしたこと
	釈放すべき年月日
審理の再開に関する事項	審理再開事由等通知書を受理した年月日
	審理の再開をしたこと又はしないこととしたこと
	審理の再開をしたこと又はしないこととした年月日
仮釈放等審理事件の終結に関する事項	終結の年月日
	終結の事由

別表3（保護観察事件関係）

保護観察決定通知書、仮釈放等に係る決定通知書又は刑執行猶予通知書に関する事項	氏名
	生年月日
	性別
	決定裁判所又は言渡し裁判所
	仮釈放等された施設
	罪名・非行名
	保護観察期間
保護観察事件に係る事務の開始等に関する事項	保護観察事件に係る事務を開始した年月日
	開始事由
	保護区
保護観察事件の終結に関する事項	終結の年月日
	終結事由

別表4（保護観察所の長による申出・通知関係）

保護観察事件に関する事項	氏名
	事件番号
	保護区
特別遵守事項の求意見に関する事項	求意見をした年月日
	求意見先裁判所

	<p>求意見の内容</p> <p>裁判所からの意見の受理日</p> <p>意見の内容</p>
申出又は事由通知に関する事項	<p>申出又は事由通知の年月日</p> <p>申出又は事由通知の種類（特別遵守事項に関する申出に当たっては、設定、変更又は取消しのいずれかであるかを含む。）</p> <p>決定通知書又は審理結果通知書を受理した年月日</p> <p>決定又は審理結果の内容</p> <p>決定又は審理終結の年月日</p> <p>時効完成予定年月日（保護観察の停止に係る決定通知書を受理したときに限る。）</p> <p>戻し収容の申請をした又はしないこととなつた年月日（戻し収容の申出をした場合に限る。）</p> <p>戻し収容が決定されたこと又は戻し収容の申請が棄却されたこと（戻し収容の申出をした場合に限る。）</p>
警告及び施設送致申請又は通告に関する事項	<p>警告の年月日</p> <p>通告又は施設送致申請の年月日</p> <p>家庭裁判所の決定の年月日</p> <p>家庭裁判所の決定の内容</p> <p>家庭裁判所の決定の通知を受理した年月日</p>
保護観察の一時解除に関する事項	<p>一時解除をした年月日</p> <p>一時解除の期間</p> <p>一時解除の終了日</p> <p>一時解除の終了事由</p>
刑の執行猶予の言渡しの取消申出に関する事項	<p>申出年月日</p> <p>申出先の検察庁</p> <p>取消請求したこと又はしなかつたこと</p> <p>取消請求した又はしないこととした年月日</p> <p>裁判所における決定内容</p> <p>裁判所における決定の年月日</p> <p>裁判所における決定の確定年月日</p> <p>裁判所における決定の通知を受理した年月日</p>

別表5（地方委員会において受理した申出・通知関係）

申出書等に関する事項	申出書等を受理した年月日
氏名	
申出等の種類	

	申出等をした保護観察所
決定又は決定をしない旨の判断に関する事項	決定をしたこと又は決定をしない旨の判断をしたこと（特別遵守事項に関する申出に当たっては、設定、変更又は取消しのいずれかであるかを含む。）
	決定をした年月日又は決定をしない旨の判断をした年月日
戻し収容の申請に関する事項	申請をすることとしたこと又は申請をしない旨の判断をしたこと
	申請をした年月日
	家庭裁判所における決定の年月日
	家庭裁判所における決定の内容
効力の発生に関する事項	効力の発生年月日

別表6（補導援護・応急の救護の措置関係）

保護観察事件に関する事項	氏名
	事件番号
	保護観察期間
	保護区
補導援護・救護の措置に関する事項	措置を選定した年月日
	措置の内容

別表7（引致・留置関係）

保護観察事件に関する事項	氏名
	事件番号
引致に関する事項	引致状の請求年月日
	引致状の請求先裁判所
	引致状の発付年月日
	引致状の有効期間
	引致した年月日
留置に関する事項	留置の有無
	留置の終了年月日
	留置の終了事由

別表8（収容中の生活環境調整事件関係）

身上調査書等に関する事項	氏名
	生年月日
	性別
	矯正施設名
	刑期又は収容すべき期間の終了年月日
収容中の生活環境調整事件に係る事務	収容中の生活環境調整事件に係る事務を開始

の開始等に関する事項	した年月日
	開始事由
	保護区
収容中の生活環境調整事件の終結に関する事項	終結の年月日
	終結の事由

別表9（裁判確定前の生活環境調整事件関係）

刑の執行猶予の言渡しに関する事項	氏名
	生年月日
	言渡しの年月日
	言渡し裁判所名
裁判確定前の生活環境調整の同意に関する事項	裁判確定前の生活環境調整同意書を受理した年月日
	終結の年月日
裁判確定前の生活環境調整事件の終結に関する事項	終結の事由

別表10（更生緊急保護事件関係）

更生緊急保護の申出に関する事項	氏名
	生年月日
	更生緊急保護申出書を受理した年月日
	更生緊急保護の種別
	初度申出又は再度申出の別
	一般法定期間又は特別法定期間
更生緊急保護の措置に関する事項	措置の内容

別表11（共助事件等関係）

共助の依頼又は嘱託に関する事項	氏名
	生年月日
	共助の依頼又は嘱託庁
	共助依頼又は嘱託の内容
その他の事項	保護区又は取扱者
	終結日

別表12

1 文字を加える場合	
訂正前	訂正後
アイウエオ	<p>文字を追加できる 余白を残さないこと</p> <p>↓</p> <p>カ キ</p> <p>アイウエオ</p>
2 文字を削る場合	
アイウエオ	(二) ウエオ
3 文字を削った上文字を加える場合	
アイウエオ	<p>文字を追加できる 余白を残さないこと</p> <p>↓</p> <p>カ キ</p> <p>(二)ウエオ</p>

別紙様式目次

- 別紙様式 1 告知嘱託書
- 別紙様式 2 審理等経過記録
- 別紙様式 3 審理事件ホルダー
- 別紙様式 4 身上調査書等送付書
- 別紙様式 5 仮釈放等調査票
- 別紙様式 6 削除
- 別紙様式 7 仮釈放等審理調査票
- 別紙様式 8 求生活環境調整書
- 別紙様式 9 仮釈放等検討結果記録
- 別紙様式 10 仮釈放等許可についての通知書
- 別紙様式 11 仮釈放等審理事件移送書
- 別紙様式 12 保護観察事件ホルダー
- 別紙様式 13 保護観察事件カード
- 別紙様式 14 保護観察事件調査票
- 別紙様式 15 保護観察の実施計画
- 別紙様式 16 担当保護司別カード（甲）
- 別紙様式 17 保護観察担当通知書
- 別紙様式 18 保護観察経過報告書（甲）
- 別紙様式 19 保護観察経過報告書（乙）
- 別紙様式 20 事故報告書
- 別紙様式 21 処遇経過記録
- 別紙様式 22 面接票
- 別紙様式 23 所在調査依頼書
- 別紙様式 24 担当保護司別カード（乙）
- 別紙様式 25 所在調査結果報告書
- 別紙様式 26 所在調査経過報告書
- 別紙様式 27 所在調査嘱託書
- 別紙様式 28 嘘託を受けた所在調査実施結果報告書
- 別紙様式 29 所在確認通知書

- 別紙様式 3 0 保護観察事件移送書
- 別紙様式 3 1 共助依頼書
- 別紙様式 3 2 共助結果報告書
- 別紙様式 3 3 転居又は旅行先に関する調査依頼書
- 別紙様式 3 4 転居又は旅行先に関する調査結果報告書
- 別紙様式 3 5 転居又は旅行先に関する調査嘱託書
- 別紙様式 3 6 嘱託を受けた転居又は旅行先に関する調査実施結果報告書
- 別紙様式 3 7 転居許可に関する通知書
- 別紙様式 3 8 補導援護・救護事件票
- 別紙様式 3 9 保護経過一覧表
- 別紙様式 4 0 委託内容変更書
- 別紙様式 4 1 委託解除書
- 別紙様式 4 2 保護者に対する措置検討票
- 別紙様式 4 3 手錠使用簿
- 別紙様式 4 4 警告書の受領書
- 別紙様式 4 5 特別観察期間通知書
- 別紙様式 4 6 特別観察期間延長通知書
- 別紙様式 4 7 留置手続書
- 別紙様式 4 8 留置する施設の変更手続書
- 別紙様式 4 9 釈放手続書
- 別紙様式 5 0 戻し収容の申請の結果に関する通知書
- 別紙様式 5 1 保護観察停止についての通知書
- 別紙様式 5 2 保護観察停止解除・取消しについての通知書
- 別紙様式 5 3 一時解除・仮解除中の状況の調査依頼書
- 別紙様式 5 4 一時解除・仮解除中の状況の調査結果報告書
- 別紙様式 5 5 保護観察一時解除終了についての通知書
- 別紙様式 5 6 仮解除についての通知書
- 別紙様式 5 7 仮解除取消しについての通知書
- 別紙様式 5 8 保護観察担当終了通知書
- 別紙様式 5 9 生活環境調整事件ホルダー

- 別紙様式 6 0 生活環境調整事件カード
- 別紙様式 6 1 生活環境調整の計画
- 別紙様式 6 2 生活環境調整担当通知書
- 別紙様式 6 3 生活環境調整追報告依頼書
- 別紙様式 6 4 生活環境調整担当終了通知書
- 別紙様式 6 5 裁判確定前の生活環境調整事件調査票
- 別紙様式 6 6 裁判確定前の生活環境調整結果報告書
- 別紙様式 6 7 裁判確定前の生活環境調整担当終了通知書
- 別紙様式 6 8 更生緊急保護事件ホルダー
- 別紙様式 6 9 更生緊急保護事件票
- 別紙様式 7 0 刑の執行停止中の措置事件票
- 別紙様式 7 1 刑の執行停止中の措置事件担当通知書
- 別紙様式 7 2 刑の執行停止中の措置の経過報告書
- 別紙様式 7 3 刑の執行停止中の措置事件担当終了通知書
- 別紙様式 7 4 保護観察終結通知書（甲）
- 別紙様式 7 5 保護観察終結通知書（乙）
- 別紙様式 7 6 刑の時効完成による保護観察事件終結通知書
- 別紙参考様式 1 保護観察の開始に当たって
- 別紙参考様式 2 保護観察状況等報告書（乙）

別紙様式 1

告 知 嘱 託 書

年 月 日

(矯正施設又は少年鑑別所の長) 殿
保 護 觀 察 所 長 殿
(　　、 支部)

地方更生保護委員会

次の者に対する決定の告知を嘱託しますので、下記の文書を交付願います。
なお、次の者から受領書（甲）を徴し、送付願います。

- 1 氏 名 (年 月 日生)
- 2 告知を嘱託する決定
- 3 交付する文書
- 4 参考事項

別紙様式2

審理等経過記録

()

地方更生保護委員會

(用紙 日本工業規格 A 4)

記載要領

- 1 「事項・年月日」欄には、(審理開始), (審理再開), (求生活環境調整), (審理終結) 等、「判断の結果等」欄に記載する判断に係る事項及びその判断をした年月日を記載すること。
- 2 「判断の結果等」欄には、審理の方針、調査を行わせる委員又は保護観察官、審理を再開したこと、仮釈放を許さないこととしたこと等合議体が決定によらない判断をした結果等を記載すること。
- 3 「確認」欄には、判断を行った合議体の委員が記名押印すること。

別紙様式3

審理事件ホルダー

(外側上)

24.0 cm																							
	事件番号	() -		身上調査書 受 理 日			刑期終了日 又 は 刑期満了日			前 件 記 録	有 ・ 無												
	ふりがな 氏 名			年 月 日		男・女		希 望 日		備 考													
																生年月日		年 月 日		男・女		釈放の日	
			事件種別	部・ 委員	施設名又は 保護観察所名	登録	点検	浄書	校合	決 定 等 の 通 知													
				部						矯正施設	保護観察所	檢 察 官	委員会	審理対象者	その他								
			部																				
			部																				
			部																				
			部																				
			部																				
													記入欄										

記載要領 希望日欄には、申出をした矯正施設の長が仮釈放により釈放することが適當と認めた日を記載すること。

(外側下)



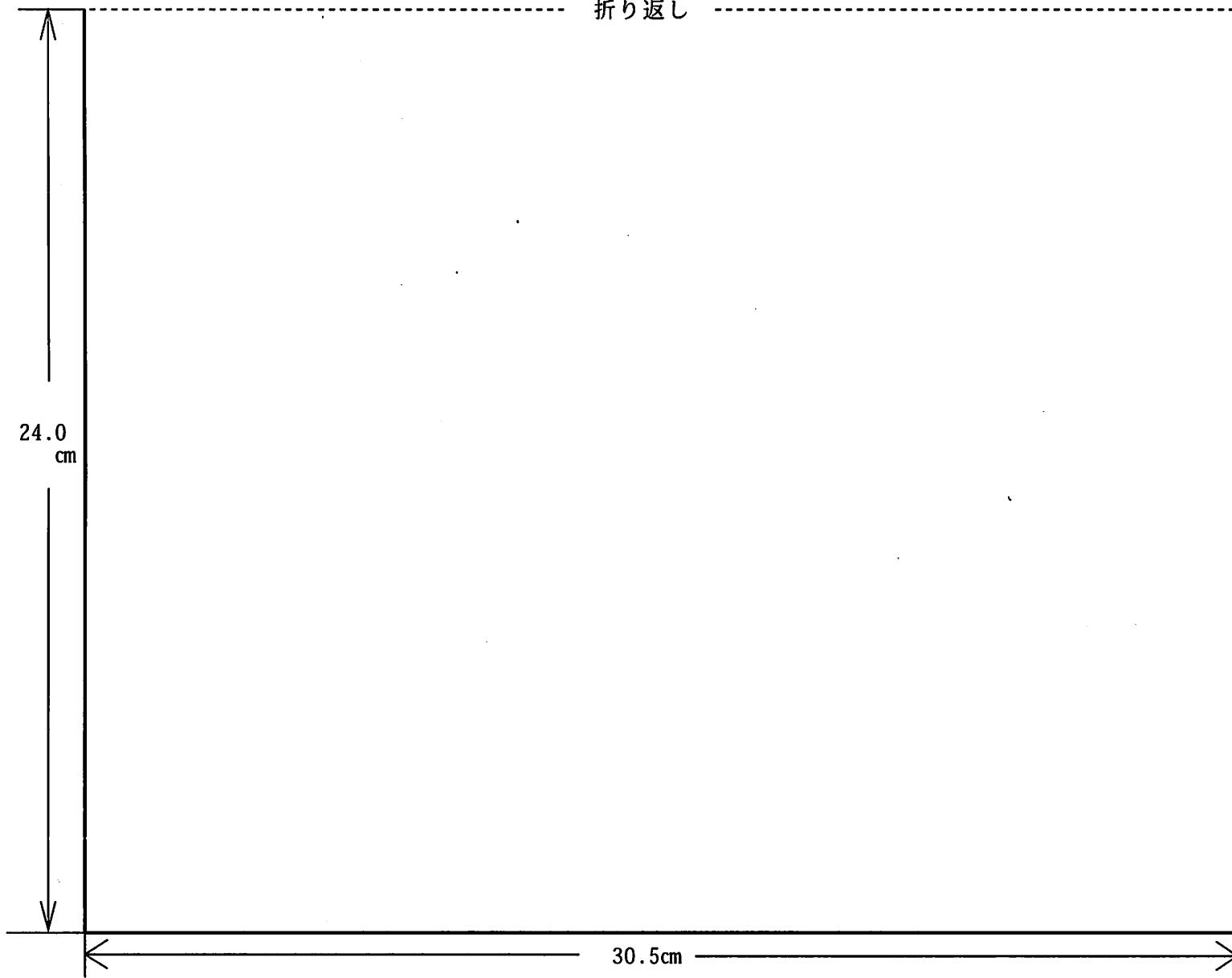
24.0
cm

30.5cm

(内側左)

24.0 cm

(内側右)



○ ○

身上調査書等送付書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

地方更生保護委員会

次の者が下記のとおり移送されたので、身上調査書等を送付します。

1 氏名 (年 月 日生)

2 本籍

3 移送元矯正施設名

4 移送先矯正施設名

5 移送の日 年 月 日

6 送付書類

- 身上調査書 (甲)・(乙)・(丙)・(丁)
- 被収容者移送通知書
- 身上変動通知書 (甲)・(乙)
- 生活環境調整状況通知書
- 法定期間経過通告書
- 申告票
- その他 ()

7 参考事項

(注意) 事例に応じ不要の文字を削り、該当する□にレ印を付すなどすること。

(用紙 日本工業規格 A4)

仮釈放等調査票

事件番号 () -

1 氏名等

(1) 通称・別名

ふりがな

氏名

(年 月 日生)

(2) 矯正施設名

(3) 戸籍照合事項

身上調査書・身上変動通知書と戸籍謄(抄)本・判決謄(抄)本・その他 () : 符合・符合せず

(4) 出入国管理関係

2 矯正施設収容前の生活状況及び犯罪・非行に係る事項

(1) 犯罪・非行に係る具体的事實の要旨等

[犯罪・非行の要旨]

[生活歴、犯罪・非行歴及び保護観察歴関係]

[対象者の反社会的／犯罪的傾向・特性関係]

(2) 矯正施設収容前の生活状況に係る対象者の認識等 (関係記録との相違・補足事項を含む)
[家族・交友関係]

[就労／就学関係]

[住居・生計関係]

(3) 犯罪・非行に至った経緯、動機・原因及びこれに至った自己の問題性に係る対象者の認識等 (関係記録との相違・補足事項を含む)

3 被害者等に係る事項

(1) 被害者等の状況に係る具体的事實の要旨等

加害者処遇状況等通知希望の申出： 再被害防止のための通報の要請：

(2) 被害者等に対する慰謝の措置等 (関係記録との相違・補足事項を含む)

4 施設内処遇及び生活の状況に係る事項

(1) 矯正処遇又は矯正教育の状況

(2) 施設内の生活の状況

制限区分：第 種 (. .) 優遇区分：第 類 (. .)
反則行為： 回 作業報奨金： 円 領置金： 円
面 会： 回 発 信： 回 受 信： 回

(3) 心身の状況

5 釈放後の生活環境・生活の計画や再犯・再非行の防止に係る事項

(1) 釈放後の生活環境に係る具体的な要旨等

(2) 釈放後の生活環境に係る対象者の認識、生活の計画の内容・準備の有無等 (関係記録との相違・補足事項を含む)

(3) 矯正施設収容後の自己の問題性の変化に係る対象者の認識、再犯・再非行を防止するための具体的方策の内容・準備の有無等 (関係記録との相違・補足事項を含む)

6 調査者所見

処遇プログラム： _____ 類型： _____

7 参考事項

特別遵守事項：

共犯者の状況等：

作成者 平成 年 月 日 保護観察官
(面接日：平成 年 月 日)

印

記載要領

1 各欄には、地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）や矯正施設等が保有する関係記録・書類の精査、面接の結果等から明らかとなつた事項のうち、仮釈放等を許すか否かに関する審理上特に考慮を要する事項又は生活環境の調整の実施上特に参考になる事項（以下「特記事項」という。）を記載すること。

また、事案に応じ不要の文字を削ること。各欄に特記事項が認められない場合や他の通達・通知に定められた補充用紙を添付する場合には、当該欄の記載を省略し、あるいは当該欄を削除して差し支えない。

なお、地方委員会が保有する他の関係記録・書類等に記載された内容と同一の事項については、下記9の略号を用いて当該記録・書類等の参照先の明示を行うとともに、その要旨・概要や関係記録との相違・補足事項のみ記載するなどして、必要最小限の記載に留めること。

2 「1 氏名等」欄には、次により記載すること。

(1) 「(3) 戸籍照合事項」には、氏名、年齢及び本籍について、身上調査書、身上変動通知書と戸籍謄（抄）本、判決謄（抄）本等の書類とを照合し、照合した書類及びその結果を○印で表示し、符合していない場合には新たに判明した戸籍事項を記載すること。

(2) 「(4) 出入国管理関係」には、次により記載すること。

ア 在留カード又は特別永住者証明書の有無

(ア) 在留カードを所持している場合には、在留カード番号、在留資格、在留期間（満了日）、最新の居住地の市区町村の名称及び有効期間

(イ) 特別永住者証明書を所持している場合には、特別永住者証明書番号、最新の居住地の市区町村の名称及び有効期間

(ウ) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）附則第15条第1項又は第28条第1項の規定により、同附則第15条第2項又は第28条第2項に規定する有効期間が満了するまでの間、在留カード又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を所持している場合には、外国人登録番号、在留の資格、在留期限及び発行した市区町村の名称

イ 在留特別許可をされた者については、許可の年月日及び番号並びに在留期間

ウ 被退去強制容疑者については、その審査状況

(3) 被退去強制容疑者については、その審査状況

3 「2 矯正施設収容前の生活状況及び犯罪・非行に係る事項」欄には、次により記載すること。

(1) 「(1) 犯罪・非行に係る具体的事実の要旨等」には、関係記録に記載された事項のうち、調査に係る犯罪・非行の罪質、動機、態様、結果の要旨並びに対象者の生活歴、犯罪・非行歴及び保護観察歴等の概要を簡潔に記載すること。

特に、暴力犯罪、性犯罪、薬物犯罪等の同種の犯罪・非行を反復しているなど一定の反社会的／犯罪的傾向（行動のパターンや認知の偏り、自己統制能力の不足等）が認められる場合や、高齢・障害等の対象者の特性が犯罪・非行に影響していると認められる場合は、これらの問題性に係る特記事項を簡潔に記載すること。

(2) 「(2) 矯正施設収容前の生活状況に係る対象者の認識等（関係記録との相違・補足事項を含む）」には、関係記録に記載された事項を踏まえ、面接時に対象者から聴取した、矯正施設収容前の生活状況（家族・交友関係の状況、就労／就学状況、金銭管理を含む住居・生計の状況等）に係る対象者の認識及び心情等に関する特記事項や、聴取した内容と関係記録との相違・補足事項を記載すること。

(3) 「(3) 犯罪・非行に至った経緯、動機・原因及びこれに至った自己の問題性に係る対象者の認識等（関係記録との相違・補足事項を含む）」には、関係記録に記載された事項を踏まえ、面接時に対象者から聴取した、調査に係る犯罪・非行に至った経緯、動機・原因及び（対象者が過去にじゃつ起した同種の犯罪・非行を含め）これに至った自己の問題性の認識及び心情等に関する特記事項や、聴取した内容と関係記録との相違・補足事項を記載すること。

4 「3 被害者等に係る事項」欄には、次により記載すること。

(1) 「(1) 被害者等の状況に係る具体的事実の要旨等」には、関係記録に記載された事項のうち、被害者等の心身の状況（犯罪・非行に起因する後遺障害等）、犯罪・非行が

その後の生活に及ぼした支障の内容、加害者処遇状況等通知希望の申出の状況、再被害防止のための通報の要請の状況及び調査の対象者の帰住に際し、再被害及び二次的被害防止の観点から特に留意すべき被害者等の住居・生活圏、就業・就学先（予定を含む）等の情報を簡潔に記載すること。

- (2) 「(2) 被害者等に対する慰謝の措置等（関係記録との相違・補足事項を含む）」には、関係記録に記載された事項を踏まえ、面接時に対象者から聴取した、調査に係る犯罪・非行の被害者等の状況に係る対象者の認識及び心情等、被害者に対する慰謝の措置の状況（示談や損害賠償請求の状況を含む）、今後の当該措置の計画及び矯正施設収容中からの準備の有無等に関する特記事項や、聴取した内容と関係記録との相違・補足事項を記載すること。

なお、特に上記(1)に係る対象者の認識について調査する際は、被害者等に係る情報の漏洩がないよう特に注意すること

- 5 「4 施設内処遇及び生活の状況に係る事項」欄には、矯正施設が保有する関係記録・書類等や矯正施設職員との協議等を通じて把握した情報に基づき、次により記載すること。

- (1) 「(1) 矯正処遇又は矯正教育の状況」には、刑事施設における矯正処遇（作業、改善指導及び教科指導）又は少年院における矯正教育について、その内容、対象者の取組状況、取得した免許及び資格、成績の推移、矯正施設が保有する関係記録・書類等に記載された矯正処遇又は矯正教育を通じた対象者の変化等に関する特記事項を記載すること。

- (2) 「(2) 施設内の生活の状況」には、次により記載すること。

ア「制限区分」及び「優遇区分」については、調査時点での区分及びその区分に指定された年月日を記載すること。

イ「反則行為」については、調査時までの回数を記載するほか、反則行為の内容、調査の対象者の態度等に関する特記事項を記載すること。少年院に収容されている者につき調査する場合は、紀律に違反する行為について記載すること。

ウ「面会」、「発信」及び「受信」については、調査時までの回数、主な面会及び通信の相手方、内容に関する特記事項を記載すること。また、発受の差止めを受けた信書等がある場合には、その相手方及び連絡先についても記載すること。

なお、特に対象者が保護処分の執行のため少年院に収容中の者である場合には、関係記録に記載された保護者の監護の意欲及び監護能力も踏まえて、保護観察所が生活環境の調整を行う上で参考となる少年院職員からの情報等の特記事項についても記載すること。

- (3) 「(3) 心身の状況」には、処遇指標又は分類級等を参考に、現に症状の認められる精神上・身体上の疾患又は障害の状況、医療上・処遇上の配慮及び矯正施設においてられた医療・福祉の措置及び服薬の内容、矯正施設収容中の変化、その他釈放後に留意すべき事項等に関する特記事項を記載すること。

- 6 「5 釈放後の生活環境・生活の計画や再犯・再非行の防止に係る事項」欄には、次により記載すること。

- (1) 「(1) 釈放後の生活環境に係る具体的事実の要旨等」には、関係記録に記載された事項のうち、帰住予定地の住居の状況、引受人・家族等の状況、釈放後の就業・就学先や生計の見込み等の生活環境の調整に関する特記事項を簡潔に記載すること。

- (2) 「(2) 釈放後の生活環境に係る対象者の認識、生活の計画の内容・準備の有無等（関係記録との相違・補足事項を含む）」には、関係記録に記載された事項を踏まえ、面接時に対象者から聴取した、釈放後の生活環境に係る対象者の認識や引受人・家族等に対する心情について記載するとともに、釈放後の具体的な生活の計画の内容、矯正施設収容中からの準備の有無等に関する特記事項や、聴取した内容と関係記録との相違・補足事項を記載すること。

さらに、調査に係る犯罪・非行が交通事件である場合には、運転免許及び行政処分の状況、釈放後の運転意思の有無に関する事項を記載すること。

なお、特に対象者の帰住予定地が確保されていない場合は、対象者の意向や意欲等、改善更生に適した帰住予定地の調整又は確保に資する情報を記載すること。

- (3) 「(3) 矯正施設収容後の自己の問題性の変化に係る対象者の認識、再犯・再非行を防止するための具体的方策の内容・準備の有無等（関係記録との相違・補足事項を含む）」には、関係記録に記載された事項を踏まえ、面接時に対象者から聴取した、矯正施設

収容後の自己の問題性の変化に係る認識、釈放後の再犯・再非行を防止するための具体的方策に係る計画の内容、矯正施設収容中からの準備の有無等に関する特記事項や、聴取した内容と関係記録との相違・補足事項を記載すること。

- 7 「6 調査者所見」欄には、調査した事項を踏まえ、円滑な社会復帰の促進と再犯・再非行の防止の観点から、所見を記載すること。

円滑な社会復帰の促進の観点からは、矯正施設収容前の生活状況及び犯罪・非行に至ることを防止する生活環境上の要因についての分析、保護観察所が生活環境の調整を行う上で検討することが望まれる事項及び利用可能な社会資源、地方委員会として考えられる生活環境の調整への関与、住居、就業先、家族・交友関係その他の生活の計画の実現可能性を高めるため、矯正施設収容中から準備を進めることができが望まれる具体的方策、保護観察において実施されることが望ましい処遇の内容（就労支援や福祉的支援など）等を記載すること。

再犯・再非行の防止の観点からは、調査に係る犯罪・非行及び対象者の反社会的／犯罪的傾向・特性についての分析、対象者を肯定的に評価できる点及び自己の問題性についての認識等をさらに深めていくことが望まれる点、再犯・再非行を防止するために対象者が準備を進めることができる具体的方策、保護観察において実施されることが望ましい処遇の内容（専門的処遇プログラム、類型別処遇など）等を記載すること。

また、上記に関して、面接時に行った相談助言・説明の内容及びそれに対する対象者の反応等の特記事項についても記載すること。

- 8 「7 参考事項」欄には、必要に応じて以下の事項を記載すること。

- (1) 調査結果を踏まえ、必要と考えられる特別遵守事項
- (2) 対象者の仮釈放等に関する社会の感情に関する特記事項（「3 被害者等に係る事項」に記載した事項を除く、その他関係人又は地域社会の住民の感情、裁判官又は検察官から表明されている意見等）
- (3) 共犯者の矯正施設収容状況及び仮釈放等審理の状況等に関する特記事項
- (4) 申出によらない審理を開始する必要があると見込まれる場合には、その理由
- (5) その他特記事項

- 9 記載に当たっては、次に掲げる略号を用いて差し支えない。

記録・書類名等	略号
身上調査書（身上変動通知書を含む。）	（身）
生活環境調整状況通知書	（環）
法定期間経過通告書	（過）
申告票	（申）
被収容者身分帳簿編てつ記録（他に略号のあるものを除く。）	（帳）
判決膳（抄）本	（判）
刑事事件記録	（事）
少年簿編てつ記録（他に略号のあるものを除く。）	（少）
少年調査記録編てつ記録（他に略号のあるものを除く。）	（社）
送致決定書膳本	（送）
鑑別結果通知書	（鑑）
面会表及び面会票	（会）
書信表及び通信票	（信）
健康診断簿又は診療録	（医）
対象者の供述	（述）
矯正施設職員との協議	（施）
仮釈放等審理事件の前件記録	（仮前）
保護観察事件の前件記録	（保前）

仮釈放等審理調査票

調査対象者

氏名 …(年 月 日生)
矯正施設名
事件番号 () -

仮釈放に係る調査の結果

1 悔悟の情

(調査に係る犯罪による被害の実情についての認識、当該犯罪に至った自己の問題性についての認識及び当該犯罪を悔いる気持ちの表れと認められる言動)
【評議において 検討を要する】

2 改善更生の意欲

(1) 被害者等に対する慰謝の措置の有無及び内容並びに当該措置の計画及び準備の有無及び内容
【評議において 検討を要する】

(2) 刑事施設における矯正処遇又は少年院における矯正教育への取組の状況
【評議において 検討を要する】

(3) 反則行為又は紀律に違反する行為の有無及び内容その他の刑事施設又は少年院における生活態度
【評議において 検討を要する】

(4) 釈放後の生活の計画の有無及び内容その他の健全な生活を確保するための行動の有無及び内容
【評議において 検討を要する】

3 再び犯罪をするおそれ

(1) 性格、年齢、経歴及び心身の状況
【評議において 検討を要する】

(2) 調査に係る犯罪の罪質、動機、態様、結果及び社会に与えた影響
【評議において 検討を要する】

(3) 刑事施設における矯正処遇の経過及び効果又は少年院における矯正教育の経過及び成績の推移
【評議において 検討を要する】

(4) 釈放後の生活環境

【評議において 検討を要する】

(5) 保護観察において予定される処遇の内容及び効果

【評議において 検討を要する】

(氏名)

4 保護観察に付することの相当性

(1から3までに掲げる事項のほか、刑事施設又は少年院において予定される処遇の内容及び効果)

【評議において □検討を要する】

5 社会の感情

1から4までに掲げる事項のほか、

(1) 被害者等の感情

【評議において □検討を要する】

(2) (1)に掲げるもののほか、収容期間及び仮釈放を許すかどうかに関する関係人及び地域社会の住民の感情

【評議において □検討を要する】

(3) 裁判官又は検察官から表明されている意見

【評議において □検討を要する】

少年院からの仮退院に係る調査の結果

1 少年院における処遇の段階

【評議において □検討を要する】

2 保護観察に付することの相当性又は必要性

(1) 性格、年齢、経歴及び心身の状況

【評議において □検討を要する】

(2) 調査に係る非行の内容、動機及び原因並びに社会に与えた影響

【評議において □検討を要する】

(3) 調査に係る非行による被害の実情についての認識、当該非行を悔いる気持ち及び当該非行に至った自己の問題性についての認識の表れと認められる言動の有無及び内容

【評議において □検討を要する】

(4) 被害者等に対する慰謝の措置の有無及び内容並びに当該措置の計画及び準備の有無及び内容

【評議において □検討を要する】

(5) 保護者の監護の意欲及び監護能力

【評議において □検討を要する】

(6) (5)に掲げるもののほか、引受人の状況、親族との関係その他の出院後の生活環境

【評議において □検討を要する】

(7) 少年院における矯正教育への取組の状況並びに矯正教育の経過及び成績の推移

【評議において □検討を要する】

-
- (8) 紀律に違反する行為の有無及び内容その他の少年院における生活態度
【評議において □検討を要する】
- (9) 出院後の生活の計画の有無及び内容その他の健全な生活を確保するための行動の有無及び内容
【評議において □検討を要する】
- (10) 保護観察において予定される処遇の内容及び効果
【評議において □検討を要する】
- (11) 少年院において予定される処遇の内容及び効果
【評議において □検討を要する】
- (12) 被害者等の感情
【評議において □検討を要する】
-

仮出場に係る調査の結果

- 1 心身の状況
【評議において □検討を要する】
 - 2 収容又は留置の期間
【評議において □検討を要する】
 - 3 社会の感情
1, 2 及び 4 に掲げる事項のほか,
(1) 被害者等の感情
【評議において □検討を要する】
(2) (1)に掲げるもののほか、容期間及び仮出場を許すかどうかに関する関係人及び地域社会の住民の感情
【評議において □検討を要する】
(3) 裁判官又は検察官から表明されている意見
【評議において □検討を要する】
 - 4 その他
(1) 性格、年齢及び経歴
【評議において □検討を要する】
(2) 作業への取組姿勢
【評議において □検討を要する】
(3) 反則行為の有無及び内容その他の刑事施設又は労役場における生活態度
【評議において □検討を要する】
-